

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置	業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置	◎業務運営の効率化	<p>中項目の総数 : 4 評価Aの中項目数 : 4 × 2点 = 8点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 8点 (8 / 8 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、本項目の評価はA評価とする。 ② 「中期目標期間中に既存の品質表示基準製品に係る検査分析時間を10%削減するため、理化学分析法から生化学分析法や機器分析への転換等を中心に既往の検査分析方法の改良を行う。」の計画については、分析時間の短縮だけでなく、分析精度の向上についても引き継ぎ検討することが必要である。</p>	A
1 業務の重点化	1 業務の重点化		○業務の重点化	<p>小項目の総数 : 18 評価aの小項目数 : 18 × 2点 = 36点 評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 36点 (36 / 36 = 100%)</p>	A

<p>(1) 食品等の品質及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 農林水産物、飲食物品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び分析に関する調査及び消費者や食品等の流通及び消費の実態等を踏まえ、必要性の高い課題を決定して重点的に実施する。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 (ア) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、把握のため、消費者団体、地方公共団体等へのアンケート調査を行う。</p>	<p>◇消費者動向等把握のため、全国的なアンケート調査を行った。 a : 適切な調査対象・内容により行った b : 一部不十分な調査を行った c : 調査を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 総体的な消費者ニーズを把握するため、消費者団体、地方公共団体等に対する以下の全国的なアンケート調査を実施した。食品等特性把握調査に関しては食品の機能性成分、講習会に関する食品に対する要望が多かった。 ・食品等特性把握調査に関するアンケート（配布数 1,022） ・講習会に関するアンケート（配布数 1,053） ・消費生活センター職員等中央研修及びプロック研修に関するアンケート（配布数 255）</p>
<p>(1) 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の新しい課題を決定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。</p>	<p>◇検討の結果を踏まえ、必要性の高い課題を選定した。 a : 必要性の高い課題を選定した c : 必要性の高い課題を選定しなかった</p>	<p>【その他特記事項】 小樽及び仙台センターにあっては、独自のアンケート調査を実施した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者による消費者対応業務推進委員会を開催し、13年度の調査結果の評価を行うとともに、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、14年度の調査課題について検討し、「市販の包装切り餅の品質特性及び調理時の影響」、「各種牛乳類の機能性成分含有量に及ぼす調理法の影響」等の全9課題を選定した。</p>
<p>(1) 食品等の品質及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 (ア) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、把握のため、消費者団体、地方公共団体等へのアンケート調査を行う。</p>	<p>◇実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。 a : 情報提供しなかった c : 情報提供しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】（p.17, 指標40Hに記載） BSE検査開始後の「プリオン検査済み」等の表示状況の実態調査を行い、農林水産省に情報提供した。 食品等特性把握調査の結果をホームページ、広報誌、講習会等を活用し、情報提供を行うとともに、全国商品テスト連絡会議において発表した。 〔ホームページ、広報誌掲載課題〕 ・フカヒレ加工食品の品質特性</p>	<p>【事業報告書の記述】 BSE検査開始後の「プリオン検査済み」等の表示状況の実態調査を行い、農林水産省に情報提供した。 食品等特性把握調査の結果をホームページ、広報誌、講習会等を活用し、情報提供を行うとともに、全国商品テスト連絡会議において発表した。 〔ホームページ、広報誌掲載課題〕 ・フカヒレ加工食品の品質特性</p>

<p>・胡麻使用菓子類の品質特性調査</p> <p>・唐辛子を含む加工食品の品質特性調査</p>	<p>☆ 一斉分析法の共通部分である転溶工程を固相抽出法に変更することにより効率化の検討を行うものとする。〔I-4-(2)〕</p>	<p>◇ ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>※ 消費者・事業者等に対する、的確な情報の提供を行うため、ホームページを開設し、運営するものとする。〔I-6-(1)-ア〕</p> <p>※ 従来からの定期発行物を掲載するほか、消費者相談事例、プレスリリースなど最新情報を常時更新するものとする。〔I-6-(1)-イ〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 インターネットの活用による効率的な情報提供のため、センターのホームページを開設・運営した。 また、最新情報を提供するため、ホームページを127回更新した。</p> <p>ホームページのURL http://www.cfqlcs.go.jp</p>
<p>・柑橘類中の主要な機能性成分</p> <p>・生オリーブの品質特性</p> <p>〔全国商品テスト連絡会議発表課題〕</p> <p>・食酢の品質特性調査</p> <p>・フカヒレ加工食品の品質特性調査</p> <p>・DNAを利用したサバ、マグロの種類判別</p>	<p>◇ 農薬の精製分離工程等を中心に既往の分析法を改良し、平成11年度を基準として調査分析時間を2%（又は各事業年度における累積した達成予定値）削減した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>◇ プレスリリースを常時更新した。</p> <p>a：情報を常時（月に1回以上）更新した</p> <p>b：情報の更新の頻度が低かった</p> <p>c：情報を更新しなかった</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合180%</p> <p>【その他特記事項】 プレスリリースは、即日ホームページに掲載した。 達成度合100%</p>
<p>イ 残留農薬等の微量物質の調査分析の需要に的確に対応するため、現在行っている残留農薬の調査分析の迅速化を図る。</p> <p>○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として調査分析に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減</p>	<p>イ 残留農薬調査分析の迅速化</p> <p>中期目標の期間中に既存の残留農薬の調査分析に要する時間を10%削減するため、既往の精製分離工程を改良し、既往の農薬の精製分離工程を中心に、既往の分析法を行う。</p>	<p>ウ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供</p> <p>(7) ホームページを開設し、常時情報提供を行うとともに、提供情報を迅速に提供する。</p>	<p>ウ インターネット等の情報提供媒体の活用を進め、消費者等に対し、食品等の調査分析結果に係る情報の迅速かつ効率的な提供を図る。</p>

<p>あった b：達成度は50%以上 90%未満であった c：達成度は50%未満であった</p>	<p>◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 a：設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c：設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ホームページ掲載事項の中から効率的に必要な情報を抽出できるよう、ホームページ上に検索機能を付加した。</p>	<p>a</p>
<p>★ 電子メール利用者のためにホームページに受付窓口を設置し、電子メールによる情報発信する。〔1-6-(1)-ウ〕</p>	<p>◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。 a：受付窓口を設置し、情報を発信した c：受付窓口を設置せず、情報の発信を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 効率的な情報提供のため、ホームページに情報発信希望者のための登録窓口を開設し、電子メールによる情報（メールアドレス）を平成14年3月から毎月15日に発信することとした。</p>	<p>a</p>
<p>(イ) ホームページ上で、消費者・企業からの相談事例、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務等により蓄積された情報等の中から必要な情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できるシステムを構築する。</p>	<p>(ウ) 調査分析結果や行政の動き等について最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メールを活用して希望者に情報を発信するシステムを構築する。</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>
<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>ア 農林物資の検査について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号。以下「改正JAS法」という。）により新たに表示が義務付けられた生鮮食品、加工食品、遺伝子組換え食品、有機質肥料等の検査を重点的に実施するとともに、従来から農林物資の品質に関する表示の基</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>

準(以下「品質表示基準」という。)が定められている加工食品の検査業務の迅速化を図る。

- 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられたものの検査件数の割合：各事業年度50%以上

(7) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品に対する各事業年度の検査件数の割合を50%以上とするため、従来から品質表示基準が定められている55品目の加工食品(以下「既存の品質表示基準製品」という。)の検査について、平成13年度以降、前年度の検査の結果を踏まえ、品質表示基準への不適合率が低い品目等の検査件数を削減する。

- 迅速化の目標：平成11年度を基準として検査に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減

(4) 中期目標の期間中に既存の品質表示基準製品に係る検査分析時間を10%削減するため、理化学分析法から生化学的分析法や機器分析への転換等を中心に、既往の検査分析手法の改良を行う。

- ★ 本年の計画件数は、別紙4及び別紙5のとおりとする。〔II-1-(2)〕
- 1 2年度計画(2,777)
- 1 3年度計画(2,003)

◇ 不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。
 a：計画値の達成度は100%以上であった
 b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度は70%未満であった

- ★ 既存の品質表示基準製品に係る検査分析項目のうち、以下の品目の検査分析方法について検討するものとする。〔II-1-(4)〕
- 品目：即席めん類、ペーコン類、乾めん類、マカロニ類、食料缶詰

◇ 各事業年度の対象品目について、既存の検査分析方法を改良し、検査分析時間を平成11年度を基準として10%程度削減した。
 a：計画値の達成度は90%以上であった
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度は50%未満であった

【事業報告書の記述】

品質表示基準に係る加工食品買上検査において、新たに品質表示が義務付けられた加工食品の検査件数は2,863件となり、全検査件数4,939件に占める割合は58%となった。

【その他特記事項】

達成割合116%

a

【事業報告書の記述】

品質表示基準に係る加工食品検査の迅速化を図るため、各品目ごとに検査分析時間の削減の可能性があるを検証した結果、以下のとおり分析に要する時間が短縮可能であることが確認された。
 (平成11年度を基準とした削減割合)

- 即席めん類 22%
- ペーコン類 19%
- 乾めん類 13%
- マカロニ類 24%
- 食料缶詰(コンビーフ) 59%

【その他特記事項】

達成割合280%

a

- イ 日本農林規格(以下「JAS規格」という。)による農林物資の格付については、JAS格付の昇直しや格付件数の動向等を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等の検査に関する業務等に適切に対応することとが可能と

イ 農林物資の格付の効率化
 (7) 外国林産物の格付業務については平成14年度をもって廃止する。

(4) 生糸の格付業務については、業務体制の見直しを進めつつ、業務量と要

◇ 平成14年度をもって廃止した。
 a：廃止した
 c：廃止しなかった
 (平成14年度限りの評価指標)

◇ 消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修計画を作成し、研修を行った。

【事業報告書の記述】

表示点検業務等への活用を図るため、生糸格付業務担当職員に対して表示点検業務に関する

a

<p>なるよう、業務運営の効率化を進める。</p>	<p>員の適正化を図るため、生糸格付業務担当職員について、品質表示基準製成品や有機農産物の検査業務等を行うことと対象職員を、JAS関係業務等に関する研修の実施する。</p>	<p>研修を実施した。</p> <p>【その他特記事項】 技術能力向上研修の一環として、生糸検査部門に所属する職員を対象とした研修計画を作成した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、必要性の高い課題を選定して重点的に実施するとともに、その効果的な実施を図る。</p>	<p>◇生糸格付業務担当職員を品質表示基準のモニタリング調査、消費生活圏等の業務に活用した。 a：他業務へ活用した c：他業務へ活用しなかった</p>	<p>事業報告書の記述】 食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、農業試験院研究推進会の助向等に計20回参加し、情報収集を行った。また、各種講習会及び講師派遣等におけるアンケート調査等による情報収集を行った。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究 ア 調査及び研究について イ 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者の動向について情報収集を行った。 a：情報収集を行った c：情報収集を行わなかった</p>	<p>◇消費者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行った。 a：情報収集を行った c：情報収集を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 なし。 【その他特記事項】 総合食料局局議及び業務関連課の会議に参加した。</p>	<p>a</p>
<p>(1) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。</p>	<p>◇検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。 a：必要性の高い課題を選定した c：必要性の高い課題を選定しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催し、13年度の調査研究成果を点検・評価するとともに、情報収集の結果を踏まえて14年度の調査課題について検討し、「遺伝子組換え農産物加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」、「青果物の産地判別のための誘導結合ブラズマ発光分析法及び誘導結合ブラズマ質量分析法による多元素定量分析」など23課題を選定した。</p>	<p>a</p>
<p>イ 調査研究に関する内部委員会の設置し、中長期の展望に立った適切な調査計画</p>	<p>◇調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の展望に立った適切な調査計画</p>	<p>【事業報告書の記述】 調査研究推進委員会を設置し、調査研究の進行管理を行った。また、調査研究5カ年計画を</p>	<p>a</p>

<p>調査研究計画の作成、調査研究の進捗状況等に応じた適正な進捗管理及び内部評価に基づく計画変更の指示等を効率的に行う。</p>	<p>緊急な調査研究がある場合には、必要に応じて課題を調整するものとする。 〔VI-1〕</p>	<p>を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な修正を行った。 a：調査研究計画を作成し、又は必要な修正を行い、若しくは見直しの結果、修正の必要性がなかった c：調査研究計画を作成しなかった</p> <p>◇内部の委員会を設置し、進捗状況等に応じた進捗管理及び内部評価を行うとともに、内部評価の結果に基づき必要に応じて調査研究計画の変更の指示等を行った。 a：内部の評価の結果、調査研究計画の変更の指示等を行った c：内部の評価を行わなかった</p>	<p>作成するとともに、緊急性のある重要課題を実施するための課題の調整を行い、2課題について中止し、4課題について追加して実施した。</p>
<p>2 組織体制の整備 社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応しつつ、中期計画に即して機動的かつ効率的に業務を推進できるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制を整備する。</p>	<p>〔組織規程〕</p>	<p>○組織体制の整備</p>	<p>A</p>
<p>2 組織体制の整備 役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。</p>	<p>◇理事長の指示を徹底し、効率的な組織運営を行うため、原則として毎週、理事長及び理事、本部の部長による幹部会議を開催した。 a：開催した c：開催しなかった</p> <p>◇理事長の指示を徹底し、効率的な組織運営を行うため、毎週の幹部会議及び毎月の部課長会議を開催し、効率的な組織運営に努めた。</p>	<p>小項目の総数：6 評価aの小項目数：6×2点=12点 評価bの小項目数：0×1点=0点 評価cの小項目数：0×0点=0点 合計：12点 (12/12=100%)</p>	<p>a</p>

<p>率的な組織運営を行うため、原則として毎月、理事長及び理事、本部の部長、専門官による部長会議を開催した。</p> <p>a：開催した c：開催しなかった</p>	<p>a</p>
<p>◇業務を効率的に実施するため、企画調整部においてセンター全体の業務の進行管理を行った。</p> <p>a：進行管理を行った c：進行管理を行わなかった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 業務実施部門の責任と役割分担及び指示系統を明確にするため、各部課の業務ごとの業務分担等を明文化し、職員へ周知した。</p> <p>【その他特記事項】 四半期毎に進捗状況報告を作成し、業務の進捗状況を管理した。</p> <p>四半期毎に予算の執行状況を把握し、業務計画の達成及び突発的な業務に対する予算の執行管理をした。</p>
<p>◇業務を効率的に実施するため、総務部において業務の進行状況に対応した予算の執行管理を行った。</p> <p>a：予算の執行管理を行った c：予算の執行管理を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>◇主任調査官を業務実施部門及び地域センタースタッフ職員として配置し、業務量の増減に対応して主任調査官の担当業務の変更を行った。又は変更の必要はなかったが変更の必要性はあった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 スタッフ制を導入し、年度計画に基づき業務量に応じて主任調査官を配置した。</p> <p>【その他特記事項】 年度計画に大きな変更がなかったことから、主任調査官の担当業務の変更の必要はなかった。</p>
<p>◇商品調査課、技術研究課及び微量物質検査課をスタッフ制とし、業務量の増減に対応して担当者の業務内容の変更を行った。</p> <p>a：業務内容の変更を行い、又は変更の必要はなかった c：変更の必要性はあったが変更しなかった</p>	<p>a</p> <p>商品調査課及び技術研究課では、担当者の業務内容を一部変更した。</p>

(2) 本部の総務部門及び企画調整部門並びに本部及び地域業務実施部門の責任と役割分担及び指示系統を明確にし、効率的な業務運営を行う。

(3) 機動的に業務を推進するため、スタッフ制等柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

3 業務運営能力の向上	3 業務運営能力の向上	○業務運営能力の向上	A
<p>(1) 職員の技術的水準の向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に実施するとともに、調査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。</p>	<p>(1) 職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、職員技術研修中期計画を作成するとともに、ISO9000の審査に定められた作業環境測定士等の有資格者を確保する。</p>	<p>◇職員技術研修中期計画を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行った。 a：職員技術研修中期計画を作成し、又は必要な変更を行い、若しくは見直しの結果、変更の必要はなかった c：職員技術研修中期計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかった</p>	<p>小項目の総数：9 評価aの小項目数：9×2点=18点 評価bの小項目数：0×1点=0点 評価cの小項目数：0×0点=0点 合計 18点 (18/18=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、職員技術研修中期計画を作成し、以下のとおり有資格者を確保した ・ISO9000審査員補の有資格者2名(総数8名) ・作業環境測定士3名(総数3名) ・放射線取扱主任者1名(総数40名)</p>
	<p>★ 研修 別紙9により実施するものとす。〔R〕</p>	<p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補の有資格者を確保した。 a：確保した c：確保しなかった</p>	<p>a</p>
	<p>・ISO9000審査員補取得研修</p>	<p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士の有資格者を確保した。 a：確保した c：確保しなかった</p>	<p>a</p>
	<p>・技術資格取得研修</p>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全センターに確保した。 a：確保した c：確保しなかった</p>	<p>a</p>
<p>(2) 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、独</p>	<p>・分析技術研修 ・機器操作技能研修</p>	<p>【その他特記事項】 放射線取扱主任者は、全センターで有資格者を複数名確保している。</p> <p>【事業報告書の記述】 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、</p>	<p>a</p>

<p>立行政法人食品総合研究所の外部機関への派遣を行うとともに、図の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、LC-MS/MS（液体クロマトグラフ質量分析計）による高性能の分析技術等の新しい分析技術に重点を置いた研修を行う。</p>	<p>・センター内専門技術研修 ・技術能力向上研修</p>	<p>度な分析技術を習得した職員が増加した。 a：実施し、増加した c：実施しなかった</p>	<p>a</p>
<p>(2) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。</p>	<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>◇新しい分析技術に重点を置いた研修を実施し、研修の結果、分析技術を習得した職員が増加した。 a：実施し、増加した c：実施しなかった</p>	<p>a</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p>	<p>☆ 労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、本部、横浜センター及び神戸センターに衛生管理者の資格を取得した者を、小樽センター、仙台センター、名古屋センター、岡山センター及び門司センターに衛生推進者の資格を取得した者をそれぞれ1名以上配置した。 また、本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した</p> <p>◇本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。 a：開催した c：開催しなかった</p>	<p>a</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p>	<p>○業務運営の進行管理等</p>	<p>A</p>

小項目の総数：2
評価aの小項目数：2×2点=4点

評価bの小項目数：0×1点=0点
 評価cの小項目数：0×0点=0点
 合計 (4/4=100%)

業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。

(1) 業務の運営状況を点検・評価し、業務の進行を適正に管理するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。

☆ センターは、業務の実績を四半期ごとに集計し、さらに第2四半期終了後速やかに監査委員会を開催して、業務の実施方法、進捗状況等を点検・評価することにより適正な業務進行を行うものとする。
 [X I -1]

◇外部の有識者を活用した業務評価委員会を定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した。業務の進捗状況を定期的に点検・評価した。
 a：定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した
 b：開催しなかった

【事業報告書の記述】
 平成13年11月に外部の有識者を委嘱した監査委員会（業務評価委員会）を開催し、進捗状況等を点検・評価した。
 四半期毎に報告される実績報告を基に、年度計画に対する進捗状況報告を取りまとめ、業務の進行管理を実施した。

(2) 文書の電子化等を推進し、中間目標の期間中の5年間で管理運営費のうち用紙代を10%削減する。

☆ 文書について、電子化の促進を図り迅速かつ効率的な削減を進め、用紙代の削減に努めるものとする。
 [X I -2]

◇文書の電子化等により、平成11年度を基準として用紙代を2%（又は各事業年度における累積した達成予定値）削減した。
 a：計画値の達成度は90%以上であった
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度は50%未満であった

【事業報告書の記述】
 文書の電子化を推進する等により、平成11年度を基準に22%の用紙代を削減した。

【その他特記事項】
 達成度合1,100%

5 業務運営の効率化による経費抑制

業務運営の効率化に関する事項による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制すること。

5 業務運営の効率化による経費抑制

業務運営の効率化に関する事項による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。

○業務運営の効率化による経費抑制

人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、対前年度比で1%抑制した。
 a：計画値の達成度は100%以上であった
 b：計画値の達成度は70%

運営費交付金としての予算措置が平成13年度からであり、前年度との比較ができないため、評価の対象外。

	<p>%以上100%未満であった c:計画値の達成度は70 %未満であった (平成14年度以降の評価指 標)</p>			
<p>A</p>	<p>◎サービスその他業務の質の 向上</p>	<p>国民に対して提供するサ ービスその他業務の質の向 上に関する目標を達成す るための措置</p>	<p>第2 国民に対して提供す るサービスその他業務 の質の向上に関するた めとるべき措置</p>	<p>第3 国民に対して提供す るサービスの質の向上 に関する事項</p>
<p>中項目の総数 : 6 評価Aの中項目数 : 5 × 2点 = 10点 評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 11点 (11/12 = 92%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からの自己評価をもとに、農林水産 消費技術センター評価基準に基づき評価を行 った結果、中項目にB評価はあったものの総 じて高い評価が得られていることから大項目 の評価はA評価とする。 ② 立入検査について、現在の社会情勢から 勘案して、今後も相当数の検査の実施が予想 される。立入検査に着実かつ適切に対応する ため、立入検査のより効率的な実施方法につ いて検討を行うとともに、フレキシブルな対 応をとりうる体制を整備する工夫が必要であ ると考える。 ③ 原産地偽表示等の違反事件において、 農林水産大臣から指示を受けて立入検査を行 う事案が大幅に増加したことに伴い、生鮮食 品の原産地表示調査の実施率が96%に減少し たことは、やむを得ないと考える。 ④ 中期計画に記載された業務以外にも、食 品等や企業からの相談、問い合わせ、講習会 の講師派遣依頼など積極的に対応している。</p>	<p>○食品等の品質及び表示に関 する調査及び分析並びに食品 等に関する情報の収集、整理</p>	<p>1 食品等の品質及び表示 に関する調査及び分析並 びに食品等に関する情報</p>	<p>1 食品等の品質及び表示 に関する調査及び分析並 びに食品等に関する情報</p>	<p>1 食品等の品質及び表示 に関する調査及び分析並 びに食品等に関する情報</p>

の収集、整理及び提供

の収集、整理及び提供

及び提供

小項目の総数 : 38
 評価aの小項目数 : 38 × 2点 = 76点
 評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点
 評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点
 合計 76点
 (76 / 76 = 100%)

(1) 食生活指針（平成12年3月22日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の向上等に資するため、食生活や食品等の消費の改善等に関する情報を、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ積極的に提供する。
 ○ 教育関係者に対する講習会の開催回数：中期目標の期間中に各都道府県1回以上

(1) 講習会等の開催
 ア 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中心とした講習会を中期目標の期間中に各都道府県で1回以上開催する。

☆ 食生活指針の普及啓発については、各地域センターが地方公共団体又は地域の教育関係機関等と連携を図りながら行うものとし、本年度は、10都道府県以上について開催するものとする。
 【1-7-(1)】

◇ 食生活指針の普及啓発講習会を地域の教育関係機関等と連携を図りながら、10都道府県以上について開催した。
 a : 計画値の達成度は100%以上であった
 b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった
 c : 計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】
 教職員を主な対象として食生活指針の普及啓発を図るための講習会を15都道府県で、延べ20回開催した。

【その他特記事項】
 達成度合150%

○ 地方公共団体に対する研修会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上

イ 地方公共団体に対する消費者行政施策のための普及及び啓発を推進するための職員等を対象とした地方公共団体による食品等に関する消費者啓発相談等への適切な対応を各事業年度に16回以上開催する。
 また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催する。

☆ 消費者行政（JASS法関係を含む）等を担当する地方公共団体の職員に普及啓発を推進するための講習会を、各地域センターごとくに1回以上開催するものとする。
 【1-7-(2)】

◇ 講習会及び研修会を16回以上開催した。
 a : 計画値の達成度は100%以上であった
 b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった
 c : 計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】
 消費者行政（JASS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に対して、改正JASS法の普及等の消費者行政施策の普及啓発を図るための講習会を10回開催した
 消費生活センターの職員等を対象とした地方公共団体による食品等に関する消費者相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下のとおり開催した。
 ・ブロッコ研修（3日間）8回（各センター1回）
 ・総合食料局長の依頼による中央研修（5日間）1回

【その他特記事項】
 達成度合119%

・ 各地域センターごとに、管轄区域内の消費生活セ

<p>ンターの職員等を対象とした消費生活センター職員研修（ブロック研修）を1回開催する。 〔I-8-(1)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省総合食料局長主催による全国の消費生活センターの職員等を対象とした消費生活センター等職員研修（中央研修）を、本部で1回開催する。〔I-8-(2)〕 消費生活センター等からの要請に応じ、検査分析技術等の個別指導にも対応するものとする。〔I-8-(3)〕 	<p>◇地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。 a：要請に応じ、必要と認められた場合には研修会を開催した c：正当な理由なく、要請に応じなかった事例がある。</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費生活センターからの要請に応じた個別の研修 1回（残留農業分析）</p>	<p>◇食品事故調査要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a：食品事故調査要領を作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要はなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品事故等の発生に際して即時に対応するため、食品緊急調査実施要領を作成した。実施に当たっては、専門の委員会を設置することとしなかった。なお、13年度は、委員会を設置する案件はなかった。</p>	<p>◇専門家を登録するともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて登録者名簿の更新を行った。 a：専門家を登録し、又は必要な更新を行い、若しくは更新の必要性がなかった c：専門家を登録せず、又は必要な更新を行わなかった（平成14年度以降の評価指標）</p> <p>以下の調査については、食品事故等に関する調査実績ではないことから、評価の対象としない。</p>
---	--	---	--	--	---

(2) 食品の安全性や品質に及ぼすおそれのある事故や汚染等の発生に際して、消費者の被害の防止、生産者の風評被害の解消を図るため、消費者の不安を軽減するため、実態調査やアンケートの取組を迅速に行い、適切かつ正確な情報を消費者に分かりやすく、かつ、迅速に提供するとともに、そのための業務執行体制を整備する。

(2) 緊急を要する調査分析
A 食品事故等の発生に際して即時に対応できる体制を整備するため、想定される食品事故の重大性に依りて指示する命令系統を明確化する。想定される食品事故の発生内容から、想定される事故の発生原因を特定し、関係する専門家を登録する。

【事業報告書の記述】

(BSE検査開始後の表示状況実態調査の実施)

理由 平成13年10月18日から行われたBSE検査開始後の牛肉の安全性に関連する表示実態を把握し、農林水産省品質課へ情報提供する。
方法 小売店（全国計40店舗）における表示状況について、平成13年10月18日から12月27日までの間、定期的に調査するとともに、新聞の折り込み広告等の状況を調査する。

(食品等特性把握調査の実施)

消費者に食品等の正しい知識を普及啓発するため、消費者対応業務推進委員会の検討結果を踏まえ、以下の食品等特性把握調査を行った。

- ・海洋深層水の品質特性調査
海洋深層水はミネラルウォーターに比べ、全体的にミネラル類の含量が高い傾向にあったが、製品により大きなばらつきがあった。また、成分分析及び官能検査の結果から総硬度の高い製品ほど好まれな傾向にあることが明らかとなった。

・わかめ芽株等加工品の品質特性調査

色の評価が高い製品はpH値が高く、緑色が増す傾向が見られることから、製造時の湯通し工程及びそれ後のpHが製品の色の評価に影響することが、また、官能検査で菌ごたえの評価が高い製品は、総アルギン酸量も高い傾向が見られることが明らかとなった。

・ハスカップ加工品の品質特性調査

北海道を代表とする特産品であるハスカップ加工品の品質を含めた商品実態について調査した結果、加工品の形態別のごたミミン、ミネラル量は共にジャムが最も高く、ハスカップジャムはブルーベリージャム等のベリー類加工品に比べビタミンC及びカルシウムが多く含まれる傾向にあった。

・乾燥梅菓子の品質特性調査

沖縄県産とそれ以外の製品には糖組成以外に差が見られないこと、味については酸味又は甘味が強い製品、硬さについては硬い又は軟らかい製品の4種類に分類されること、大きさにについては、子供の口に余る大きさのものがあった。

- ・無洗米のビタミン類を中心とした成分及びぬかの除去度合いの調査

★ 本年度に実施する食品等特性把握調査分析の課題は、別紙1のとおりとする。〔I-1〕

- ・海洋深層水の品質特性調査

- ・わかめ芽株等加工品の品質特性調査

- ・ハスカップ加工品の品質特性調査

- ・乾燥梅菓子の品質特性調査

- ・無洗米のビタミン類を中心

心とした成分及びぬかの除去度の合いの調査

・ ひじきの戻し方及びミネラル分等の溶出の調査

・ ウーロン茶、ほうじ茶を中心とした茶浸出液に含まれる油状浮遊物の調査

・ 胡麻使用菓子類の品質特性調査

・ 唐辛子を含む加工食品の品質特性調査

イ 調査により得られたデータをもとに原因の究明を行い、インターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に對する正確かつ迅速な情報の提供を行う。

無洗米に比べ通常米の方がアルブミン・グロブリン含量が多く、ぬか層に含まれるタンパク質の差が確認されたことから、ぬか層の除去度の合いを推定可能であることが明らかとなった。

・ ひじきの戻し方及びミネラル分等の溶出の調査

干しひじきの最適水戻し条件は、常温(20℃)では30分程度、温湯(40℃)では20~30程度、熱湯(60~80℃)では10分程度であることが明らかとなった。

・ ウーロン茶、ほうじ茶を中心とした茶浸出液に含まれる油状浮遊物の調査

茶葉中に油分を多く含むウーロン茶や番茶の一部で茶葉溶出液に浮遊物(トリグリセライド)が認められると共に、作り置きした際に浮遊物が発生しやすいことが明らかとなった。

・ 胡麻使用菓子類の品質特性調査

胡麻の形状がそのまま残っている製品に総トコフェノールが多く含まれ、チヨコレート菓子を除く菓子類については、胡麻に多く含まれるリノール酸、オレイン酸、パルミチン酸、ステアリン酸の含有比に類似した脂肪酸組成を示した。また、ゴマリグナン類の機能性成分については製品によりばらつきがあったが、胡麻そのものが含まれている製品については多く含まれる傾向にあった。

・ 唐辛子を含む加工食品の品質特性調査

唐辛子を使用した加工食品及び唐辛子を使用した類似商品について成分等の調査を行った結果、β-カロテン、カプサイシン及びピブサンチンは唐辛子を含む食品に多く含まれていたが、唐辛子を使用することによる水分抑制効果については、今回の調査結果からは認められなかった。

情報提供

調査開始後の「プリオン検査済み」等の表示状況の実態調査を行い、農林水産省に情報提供した。

食品等特性把握調査の結果をホームページ、広報誌、講習会等を活用し、情報提供を行うとともに、全国商品テスト連絡会議において発表した。

【ホームページ、広報誌掲載課題】

・ フカヒレ加工食品の品質特性

◇食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に對して3日以内に提供した。

a: 3日以内に行った

<p>(3) 社会的な要請等を踏まえ、食品等に含まれる微量物質の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析 ア 社会的な要請等に的確にかつ迅速に対応できる体制を整備するため、分析技術の習得、維持・向上のための研修を行うとともに、分析機器の整備及び分析精度を確保するための保守・点検を定期的に行う。</p>	<p>★ センターの所掌する業務の基盤である分析の精度を継続向上させるため、理化学検査項目のクローズアップ、分析技術に関する研修、検査分析機器の保守管理を行うことにより、検査分析に関し総合的な精度管理の改善向上を図り、G L P体制の基盤を構築するものとする。〔X-2〕</p>	<p>b : 4日以上かかった c : 行わなかった</p>	<p>・ 相橋類中の主要な機能性成分 ・ 生手ヨコレートの品質特性 [全国商品テスト連絡会議発表課題] ・ 食酢の品質特性調査 ・ フカヒレ加工食品の品質特性調査 ・ DNAを利用したサバ、マグロの種類判別</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析技術の習得、維持・向上のため、延べ217名の職員に対し、機器操作技能研修を39回実施した。</p> <p>【事業報告書の記述】 微量物質等確認調査に使用する主要検査分析機器の整備及び保守・点検を行った。</p> <p>【その他特記事項】 検査分析機器保有実態調査の結果を基に分析機器管理台帳を作成した。</p>	<p>a</p>
<p>◇ 微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修を行った a : 研修を行った c : 研修を行わなかった</p>	<p>◇ センターの分析機器の点検整備等を計画的に行うため、分析機器管理台帳を作成し、定期的な再調査を行った。 a : 管理台帳を作成し、又は定期的な再調査を行った c : 管理台帳を作成せず、又は再調査を行わなかった</p>	<p>◇ 分析機器の整備及び分析精度を確保するための保守・点検を定期的に行った a : 整備、保守・点検を定期的に行わなかった c : 整備、保守・点検を定期的に行わなかった</p>	<p>◇ 年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。 a : 計画値の達成度は90%以上であった b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度は50%</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の基礎調査を実施し、農林水産省関係部に情報提供を行った。なお、野菜類(国産2,474件(390検体)、輸入1,936件(306検体))の残留農薬に係る分析結果については、農林水産省において公表(プレスリリース)され、残留農薬基準値を</p>	<p>a</p>	
<p>☆ 本年度に実施する食品等微量物質の調査項目及び件数は別紙3のとおりとする。〔1-4-(1)〕 ・ 抗生物質 240件</p>	<p>イ 農林水産省の関係部局と連携し、農林物資の生産方法の改善につなげるため、食品等に含まれる微量物質の基礎データを得ることを目的として調査分析を実施する。</p>	<p>イ 農林水産省の関係部局と連携し、農林物資の生産方法の改善につなげるため、食品等に含まれる微量物質の基礎データを得ることを目的として調査分析を実施する。</p>	<p>☆ 本年度に実施する食品等微量物質の調査項目及び件数は別紙3のとおりとする。〔1-4-(1)〕 ・ 抗生物質 240件</p>	<p>イ 農林水産省の関係部局と連携し、農林物資の生産方法の改善につなげるため、食品等に含まれる微量物質の基礎データを得ることを目的として調査分析を実施する。</p>	<p>イ 農林水産省の関係部局と連携し、農林物資の生産方法の改善につなげるため、食品等に含まれる微量物質の基礎データを得ることを目的として調査分析を実施する。</p>	<p>- 17 -</p>

<p>超過した1件については、農林水産省を通じて厚生労働省に通報した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質（ハム類、ハンバーグ、畜肉缶詰）240件（240検体） ・合成抗菌剤（ハム類、ハンバーグ）121件（121検体） ・残留農薬（野菜類、果物類、果実飲料、茶）7,743件（1,278検体） 輸入野菜類 1,836件（306検体） 国産青果物 4,137件（618検体） 果実飲料 230件（46検体） 茶 1,540件（308検体） ・放射能（紅茶、バスダ、納豆、乾燥きのこ類、ナッツ類）160件（160検体） ・環境汚染物質（水質汚濁性農薬、揮発性有機ハロゲン化合物）（ミネラルウォーター、牛乳）196件（196検体） 	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>	<p>a</p>
<p>％未満であった</p>	<p>達成度合101%</p>	<p>a</p>
<p>・合成抗菌剤 120件</p>	<p>◇年度計画に基づき合成抗菌剤の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90％以上であった b：計画値の達成度は50％以上90％未満であった c：計画値の達成度は50％未満であった</p>	<p>a</p>
<p>・残留農薬 （有機JAS品等の確認分析を除く。） 5388件</p>	<p>年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90％以上であった b：計画値の達成度は50％以上90％未満であった c：計画値の達成度は50％未満であった</p>	<p>a</p>
<p>・放射能 160件</p>	<p>達成度合100%</p>	<p>a</p>

	<p>・環境汚染物質 190件</p>	<p>c：計画値の達成度は50%未満であった ◇年度計画に基づき環境汚染物質の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p>	<p>達成度合103%</p>
	<p>☆ Codex規格として提案されている重金属等について実態等の調査を行うものとする。 本年度実施する品目、検査項目及び件数は別紙3のとおりとする。 〔1-3-(1)-イ -重金属(カドミウム) 830件</p>	<p>◇Codex規格として提案されている重金属等について年度計画に基づき実態調査を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の重金属の含有量の実態調査を実施し、農林水産省関係部に報告した。なお、調査結果については、Codex食品添加物・汚染物質部会において活用される見込みである。 ・カドミウム(野菜類) 831件(831検体) 【その他特記事項】 達成度合100%</p>
	<p>工 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分泌かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分泌かく乱物質(環境ホルモン)等について調査分析を実施した。 a：連携し、調査分析を実施した c：調査分析を実施しなかった事例がある (関係試験研究機関と協議した結果、調査研究を計画しなかった年度においては評価の対象外とする。)</p>	<p>a</p>	<p>【事業報告書の記述】 独立行政法人肥飼料検査所の飼料中のダイオキシン類の共同分析に参加し、ダイオキシン類の分析を実施した。 独立行政法人農業技術研究所機構野菜茶業研究所と連携し、茶に含まれる内分泌かく乱物質(マラチオン)の調査分析を実施した。</p>
	<p>(4) 改正JAS法によりJAS規格の定期的な見直しが行われることとなるようJAS規格の定期的な見直しを踏まえ、当該定期的見直しが行われるものとなるようJAS規格が定められ</p>	<p>(4) JAS規格の定期見直しに係る調査分析 JAS規格の定期見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。 ア 生産者、製造業者、流通業者、消費者等に対す</p>		<p>【事業報告書の記述】 年度途中に緊急的に実施することとなったJ</p>

<p>た農林物資に関連する度 品の品質の調査分析を 行う。</p>	<p>るJAS規格の利用状況 及び見直しの要望の調査</p>	<p>たつては、JAS規格の 制定又は改正から一定期 間を経過した規格であっ て、別紙2に掲げる規格 について行うものとす。 また、年度内において 緊急的に見直しが必要な 規格がある場合には、必 要に応じて調整をする ものとする。〔1-2〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜肉製品 23規格 ・めん類 (9品目 5規格) ・水産食品 (6品目 9規格) ・林産物 (6品目 9規格) 	<p>a : 調査を実施した規格数 は、見直した規格数の90% 以上であった</p> <p>b : 調査を実施した規格数 は、見直した規格数の50% 以上90%未満であった</p> <p>c : 調査を実施した規格数 は、見直した規格数の50% 未満であった</p>	<p>a</p> <p>A S規格も含め、58品目・157規格について調 査分析を実施し、34品目・102規格について農 林水産省品質課へ報告した。 また、JAS規格及び品質表示基準に関する パブリックコメントに係る説明会を47回実施し た。 アンケート又はヒアリングによる利用状況及 び見直し要望等の調査(利用実態調査)を以下 のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体等 20品目・56規格 ・実需者 7品目・21規格 ・流通業者等 31品目・74規格 ・製造業者等 31品目・74規格 <p>また、5品目・8規格について、農林水産省品 質課の要請を受けて追加的に利用実態調査を行 った。 改正原案検討のため、有識者、消費者、業界 団体等の利害関係者で構成する検討委員会を8 回、消費者団体等への説明会を8回、農林水産 省品質課との協議会を10回開催した。</p>
<p>○ 見直しの対象となるJ AS規格に係る調査分析 件数：1規格当たり概ね 20件以上</p>	<p>イ JAS規格付製品、JAS 規格があるもののJAS 規格付を受けていない一 般製品、JAS規格製品に 類似している一般製品 について、1規格当たり 概ね20件以上の市販品 調査</p>	<p>◇規格見直しに係る規格の調 査分析を1規格当たり20件 以上(特段の理由がある場合 を除く。)行った。</p> <p>a : 計画値の達成度は90 %以上であった</p> <p>b : 計画値の達成度は50 %以上90%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度は50 %未満であった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 品質実態を把握するための市販品買上調査 (品質実態調査)を19品目・35規格(819件) について行った。 また、6品目・24規格(167件)について、農 林水産省品質課の要請を受けて追加的に品質実 態調査を行った。</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>
<p>ウ JAS規格との国際規 格の整合性の調査</p>	<p>◇規格見直しに係る国際規格 との整合性調査を実施した。 a : 調査を実施した規格数 は、見直した規格数の90% 以上であった</p> <p>b : 調査を実施した規格数 は、見直した規格数の50% 未満であった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 国際規格のある食品(ハム類)2規格につい て、国際規格との整合性調査を実施した。</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>

<p>以上90%未満であった c: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の50%未満であった</p>	<p>◇国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集を行った。 a: 情報収集を行なった c: 情報収集を行わなかった</p>	<p>☆ センターは、食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理するとともに、食品添加物、農薬、放射能、抗生物質等に関する海外情報の収集、整理を行うものとする。 〔I-3-(2)〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、海外情報並びに分析精度を維持、確認するための手法等に関する情報収集、整理した。</p>
<p>(5) 国際規格に我が国の意見を反映させるために必要となる食品等の品質の実態調査、海外情報の収集等を行う。</p>	<p>(5) Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に流通している我が国に特有な食品等の海外に重要な製造技術、流通実態等に関する情報収集及び表示の実態の調査分析を行う。</p>	<p>☆ 近年のCodexにおける規格の整備等、食品等の国際規格化に対応するため、国内市場に広く流通している輸入食品等についての実態調査を行うものとする。 本年度は、分析方法の妥当性を確認するため、しよゆの調査を行うものとする。〔I-3-(1)-ア〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 しよゆのCodexにおける規格の整備等に対応するため、タイ産しよゆの品質及び表示の実態調査分析を実施した。 また、しよゆの分析法についての妥当性確認試験を実施した。</p> <p>【その他特記事項】 妥当性確認試験の結果、JAS規格に定める分析法はCodex委員会で定める基準に合致しなかったことから、新たな分析法の開発を行う。</p>
<p>Code x分析等の主要部分を我が国の実態に即したCodex分析等への政府からの技術面から支援するため、これらに職員を派遣する。</p>	<p>Code x分析・サンプリング部会等への職員派遣：各事業年度1回以上</p>	<p>◇Codex分析・サンプリング部会等に職員を派遣し、我が国の実態とかけ離れた分析法等に対しては意見を述べ、又は政府出席者に対して技術的な助言を行った。 a: 派遣し、発言又は技術的助言を行った b: 派遣したが、発言又は技術的助言を行わなかった c: 派遣しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 以下の国際会議(5回)及び国際食品規格委員会に係る国内会議(17回)に職員を派遣した。 ・ISO/TC34遺伝子組み換え体及びその由来製品の検出方法に係る作業部会(プラハ) ・第23回コーデックス栄養・特殊用途食品部会(ベルリン) ・第23回国際網業大会(バンガロール・インド) ・コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会WG会議(東京) ・コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会会議(横浜)</p>

<p>【その他特記事項】 コーテックスバイオテクノロジーノロジ―応用食品特 別部会WG会議において、センターが作成した 案が日本政府の案として提出された。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 ホームページを開設・運営し、常時情報の提 供を行った。 ・平成13年6月1日から平成14年3月31日までの アクセス数 116,263件</p> <p>【その他特記事項】 ホームページ利用者の利便性を向上させるた めの内容の改善は4回実施した。</p>	<p>a</p> <p>ホームページの更新は延べ127回であった。</p>	<p>a</p> <p>プレスリリースは、即日ホームページに掲載 した。 達成度合100%</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 ホームページに、以下の情報を掲載した。 [ホームページの主なコンテンツ] ・独立行政法人通則法に基づく公表事項 ・食のQ&A（消費者相談事例）</p>
<p>◇ホームページを開設すると ともに、定期的な見直しを行 い、必要な内容の改善を図 った。 a：開設し、又は必要な改善 を行い、若しくは見直しの結 果、改善の必要はなかった c：開設せず、又は必要な改 善を行わなかった</p>	<p>◇ホームページ上の消費者相 談事例等の最新情報を常時更 新した。 a：情報を常時（月に1回以 上）更新した b：情報の更新頻度が低いか った c：情報の更新しなかった</p>	<p>◇プレスリリースを発表翌日 中にホームページへ掲載し った。 a：達成度合は90%以上で あった b：達成度合は50%以上9 0%未満であった c：達成度合は50%未満で あった</p>	<p>◇各種情報の中から、利用者 が必要な情報を検索できるシ ステムを設置するとともに、 定期的な見直しを行い、必要 な改善を図った。</p>	<p>◇ホームページを開設すると ともに、定期的な見直しを行 い、必要な内容の改善を図 った。 a：開設し、又は必要な改善 を行い、若しくは見直しの結 果、改善の必要はなかった c：開設せず、又は必要な改 善を行わなかった</p>
<p>★ 消費者・事業者等に対 し、的確な情報の提供を 行うため、ホームページ を開設し、運営するもの とする。[I-6-(1)-ア]</p>	<p>★ 従来からの定期発行物 を掲載するほか、消費者 相談事例、プレスリリー スなど最新情報を常時更 新するものとする。 [I-6-(1)-イ]</p>			
<p>(6) 消費者等に対し適切に 情報を提供するため、イ ンターネット等の活用、イ 広報誌等の発行、地方公 共団体等の主催する講習 会等への講師派遣等を行 うとともに、情報提供の 質の向上を図るため、ア ンケート調査等を実施し により、提供した情報や提 供方法について効果測定 を行う。</p>	<p>(6) 消費者等に対する情報提 供 ア 消費者等に対し適切な 情報提供を図るため、次 の取組を行う。 (7) インターネット上に利 用者からの応答や、食品 等に関する各種情報の検 査等が可能なるホームページ を開設し、常時情報の提 供を行うとともに、提 供情報の更新を行い、最 新情報を迅速に提供する。</p>			

<p>a: 設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった c: 設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>・新食品ウオッチング、食のサイエンス（食品等特性把握調査結果） ・電子顕微鏡写真館 ・行政情報</p> <p>【その他特記事項】 5月22日に検索システムを導入した。</p>	<p>・新食品ウオッチング、食のサイエンス（食品等特性把握調査結果） ・電子顕微鏡写真館 ・行政情報</p>
<p>◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。 a: 受付窓口を設置し、情報を発信した c: 受付窓口を設置せず、情報の発信を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 インターネットを活用した情報提供のため、品質表示に関する技術情報、「JAS規格見直し」の動向、講習会の開催、センター業務の紹介等を内容とする電子メールによる情報（メールマガジン）を発信した。</p> <p>【その他特記事項】 ホームページに情報配信希望者のための登録窓口を開設した。</p>	<p>a</p>
<p>◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行した。 a: 計画値の達成度は100%以上であった b: 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c: 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を6回作成し、発行した。また、各地域センターにおいて地域情報紙を発行した。 【広報誌の主な掲載内容】 ・食のサイエンス、商品知識（食品等特性把握調査等） ・食のQ&A（消費者相談） ・行政情報 ・広報誌作成部数（A4版10頁） 33,500部（地域情報 13,879部） センターの業務紹介ビデオ「教えて、テクのすけ!ーよりよい食生活のテクニカルパートナー」を作成し、各センターに常備した。 以下の消費者啓発用パンフレットを作成し、各種講習会、講師派遣等において配布した。 ・有機食品 ・遺伝子相換え食品 ・原産地表示及び原料原産地表示</p> <p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>	<p>a</p>
<p>◇各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>

	<p>☆ 食品等の生産、流通、消費等の商品知識を内容とした消費者啓発用ビデオを作成するものとする。 本年度はセンターの業務紹介ビデオを作成する。〔1-6-(2)-イ〕</p> <p>☆ 消費者啓発用パンフレット等について以下のものを作成するものとする。〔1-6-(2)-ウ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> -有機食品 -遺伝子組換え食品 -原産地表示及び原料原産地表示 	<p>し、配布した。 a：作成し、配布した c：作成しなかった</p> <p>◇情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。 a：ビデオ及びパンフレットを作成した b：ビデオ又はパンフレットのいずれか一方を作成した c：作成しなかった</p>	<p>a</p>
<p>(ウ) 地方公共団体が行ってきている消費者対応の取組を技術面から支援するとともに、農林水産省の消費者普及啓発を円するため、地方公共団体の消費生活センターの普及啓発を支援する。地方公共団体の消費生活センターの職員の出発等を行う。</p>	<p>☆ 地方公共団体及び事業者団体が主催する講習会への講師の派遣。消費生活への参加を積極的に行うものとする。〔1-7-(3)〕</p>	<p>◇地方公共団体が主催する消費者学習会へ職員を派遣した。 a：派遣した c：特段の理由なく派遣しなかったことがある</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 地方公共団体等が行っている消費者対応の取組を技術面から支援するとともに、農林水産省の消費者普及啓発を円するため、地方公共団体の消費生活センターの職員を派遣し、「食品の安全性」などについて講演した。 また、出張要請のあった消費生活へ99回参加し、消費者相談受付窓口を開設した。 地方農政局が主催する食料品消費モニター研修会・懇談会へ職員を派遣した。</p>
<p>(エ) 消費者からの相談に適切かつ迅速に対応するため、消費者の部屋、相談専用電話等における対応実績に基づき、消費者相談事例集及びマニュアル対応マニアルを作成す</p>	<p>☆ センターは、「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」の充実を図り、地域の実情に応じた方法により情報提供を行うものとする。 ☆ 効率的な相談対応を</p>	<p>◇消費者相談事例集を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。 a：消費者相談事例集を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 地域の実情に応じた方法による情報提供を行うため、各センターに設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」における特別展示を各センター概ね2回（計14回）行った。 効率的な相談対応を実施するため、平成12年度の消費者相談の事例をまとめ、「消費者相談</p>

<p>○ 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に関する制度及びJAS製品に係る品質等について正しく理解させるため、JAS制度普及啓発のための講習会を開催した。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合120%</p>	<p>◇ JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を年度計画に基づき開催した。 a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった</p>	<p>〔I-5-(3)〕</p> <p>☆ 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に関する制度及びJAS製品に係る品質等について正しく理解させるため、講習会を実施するものとする。 本年度は、10回以上行うものとする。 〔I-7-(4)〕</p>	<p>〔I-5-(3)〕</p> <p>☆ 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に関する制度及びJAS製品に係る品質等について正しく理解させるため、講習会を実施するものとする。 本年度は、10回以上行うものとする。 〔I-7-(4)〕</p>
<p>○ 顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>	<p>【事業報告書の記述】 情報提供の質の向上を図るため、各種講習会、研修会、広報誌及びホームページについてアンケート調査による効果測定を実施し、顧客満足度を測定した。 ・講習会 4.4 ・広報誌 4.1 ・ホームページ 4.0 ホームページ上にアンケートを収集できる機能を追加し、収集したアンケート結果を広報企画委員会で評価した。</p>	<p>◇ 講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。 a：適切な内容により調査を実施した b：一部不十分な調査を行った c：調査を実施しなかった</p>	<p>☆ 各種講習会、研修会及び広報誌について、アンケート調査を実施する。 〔I-10(1)〕</p>	<p>☆ 各種講習会、研修会及び広報誌について、アンケート調査を実施する。 〔I-10(1)〕</p>
<p>○ 顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>	<p>【事業報告書の記述】 顧客満足度を向上させるため、各種講習会、研修会、広報誌及びホームページについてアンケート調査を実施し、顧客満足度を測定した。 ・講習会 4.4 ・広報誌 4.1 ・ホームページ 4.0 ホームページ上にアンケートを収集できる機能を追加し、収集したアンケート結果を広報企画委員会で評価した。</p>	<p>◇ ホームページ等を通じてその内容等を評価するシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行った。 a：構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c：構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>☆ ホームページの内容についてアンケート調査を実施する。〔I-10-(2)〕</p>	<p>☆ ホームページの内容についてアンケート調査を実施する。〔I-10-(2)〕</p>
<p>○ 顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>	<p>【事業報告書の記述】 顧客満足度を向上させるため、各種講習会、研修会、広報誌及びホームページについてアンケート調査を実施し、顧客満足度を測定した。 ・講習会 4.4 ・広報誌 4.1 ・ホームページ 4.0 ホームページ上にアンケートを収集できる機能を追加し、収集したアンケート結果を広報企画委員会で評価した。</p>	<p>◇ 提供情報等に関する顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。 a：3.5以上であった c：3.5未満であった</p>	<p>☆ 調査結果を踏まえ、消費者対応業務推進委員会</p>	<p>☆ 調査結果を踏まえ、消費者対応業務推進委員会</p>
<p>○ 顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>	<p>【事業報告書の記述】 顧客満足度を向上させるため、各種講習会、研修会、広報誌及びホームページについてアンケート調査を実施し、顧客満足度を測定した。 ・講習会 4.4 ・広報誌 4.1 ・ホームページ 4.0 ホームページ上にアンケートを収集できる機能を追加し、収集したアンケート結果を広報企画委員会で評価した。</p>	<p>◇ 外部の有識者を含めた検討会を1回以上開催し、提供情報</p>	<p>また、評価の結果を踏まえて、提供情報の確</p>	<p>また、評価の結果を踏まえて、提供情報の確</p>

<p>性、分かり易さ等の向上に資する方策について、消費者等外部の有識者を合めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p>	<p>を開催し、今後の情報提供の内容・方法について検討するものとする。〔I-10-(3)〕</p>	<p>報の向上のための改善を行った。 a：開催し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかった c：開催せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a 定結果を基に提供情報の的確性、分かり易さ等について検討し、14年度の情報提供業務に反映させることとした。 【その他特記事項】 消費者対応業務推進委員会は、2回開催した。</p>
<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>○農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>A 小項目の総数：52 評価aの小項目数：49×2点=98点 評価bの小項目数：1×1点=1点 評価cの小項目数：2×0点=0点 合計：99点 (99/104=95%)</p>
<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>☆ 次により実施するほか、消費者に対する情報提供に資するため消費者の関心の高い事項についても調査するものとする。〔II-1〕</p>	<p>◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。 a：実施率を高くした c：実施率を高くしなかった</p>	<p>c 【事業報告書の記述】 平成12年度の検査において不適合率が高い(指導率約30%以上)品目を重点的に実施した。 【その他特記事項】 不適合率が高い品目について重点的に実施したが、品目固有の理由により、実施率の向上には至らなかった。 平成13年4月に、品目横断の品質表示基準が施行され、この検査の重点化を行ったことから、既存の品質表示基準の検査の検査件数は削減した。</p>
<p>ア 生鮮食品の原産地表示の調査については、スーパーマーケット、畜産物の鮮魚店、精肉店等の小売業者のほか、農協等の集出荷業者、卸業者等を対象として、事業形態、地域パランス等を勘案して調査店舗を選定することとし、各事業年度</p>	<p>☆ 本年度の点検指導件数及び買上件数は、以下のとおりとする。 なお、実施に当たっては、必要に応じて期間を一齐に行うこと等により、検査及び指導の効率化に努めるものとする。〔II-1-(1)〕 調査店舗数：6,010</p>	<p>◇生鮮食品の原産地表示等の調査を6,000店舗以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>b 【事業報告書の記述】 生鮮食品の店舗調査を5,761店舗(指導に伴う再調査を含む)、産地確認等のための買上検査を364件実施した。検査の結果、基準が遵守されていない場合は、販売業者に対し以下の措置を実施した。 なお、店舗調査において文書による指導をした販売業者に対しては、必要に応じ確認のための再調査を実施したほか、14年度の調査対象店舗とする。</p>

に6,000店舗以上実施するとともに、産地等の確認のため買上検査を300件以上行う。

<p>【店舗調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭指導 4,153件 ・啓発（文書） 52件 ・改善指導（文書） 42件（うち再調査による改善確認件数 32件） <p>【買上検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善指導（文書） 55件（うち改善件数53件） <p>効率的な生鮮食品検査実施のため、調査対象店舗は、平成11年度商業統計表及び人口比率等を考慮し、都道府県・店舗形態別に調査店舗を選定した。また、社会情勢、行政ニーズ等を勘案し、特定品目についての一斉調査等を行った。</p>	<p>8</p>
<p>買上件数：300</p>	<p>8</p>
<p>○ 生鮮食品の買上件数：各事業年度300件以上</p>	<p>8</p>
<p>◇産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。</p> <p>a：計画値の達成度は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>◇検査を効率的に行うため、期間を定め、各地域センターで一斉に行った。</p> <p>a：一斉に行った</p> <p>c：一斉に行わなかった</p> <p>◇生鮮食品の原産地表示等の調査については、事業形態、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定した。</p> <p>a：バランス等を勘案して選定した</p> <p>c：バランス等を勘案せず選定した</p> <p>◇検査の結果に基づき、必要</p>	<p>8</p>
<p>【その他特記事項】</p> <p>BSE問題への対応、原産地偽表示等に係る立入検査への対応等の緊急性及び重要性の高い業務へ要員を投入したことから、業務量を減らさざるを得なかった。</p> <p>達成度合98%</p> <p>達成度合121%</p>	<p>8</p>

<p>に応じて店舗等に対し指導を行った。</p> <p>a：必要に応じて指導を行った</p> <p>c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>有機農産物（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を併せて実施するものとする。</p> <p>なお、不適正な表示を行い、必要に応じて買上検査を行う生産者及び販売業者等に対し指導を行うものとする。</p> <p>また、特別栽培農産物に係る表示及び推進を図るための、小売店における無農薬栽培農産物の表示実態を点検するとともに表示の整合性の確認分析を行い、結果に基づき生産者及び販売業者等に対し普及指導を行うものとする。</p> <p>〔Ⅱ-2-(1)〕</p>	<p>◇検査を効率的に行うため、生鮮食品の原産地表示等の格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示を付している農産物に対する検査を行い、不適正な表示をして買上げ検査を行った。</p> <p>a：検査を行った</p> <p>c：検査を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 有機農産物（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を生鮮食品の店舗調査時に併せて行った。そのうち、209件の不適正な表示について、販売業者に対する指導を実施した。なお、指導した販売業者等に対しては、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の検査対象とする。</p> <p>なお、表示の適合性が疑われるものについては買上検査を行い、不適正な表示が確認された生鮮食品について、販売業者等に対しては、必要に応じ確認のため、14年度の検査対象とする。</p>
<p>に応じて店舗等に対し指導を行った。</p> <p>a：必要に応じて指導を行った</p> <p>c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>◇特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及推進を図るため、小売店における無農薬栽培農産物の表示実態を点検し、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行った。</p> <p>a：点検し、確認分析を行った</p> <p>c：点検、確認を行わなかった</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて生産者及び販売業者等に対し指導を行った。</p> <p>a：必要に応じて指導を行った</p> <p>c：必要であるにもかかわらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>【事業報告書の記述】 小売店における特別栽培農産物の表示実態を点検し、販売業者に対し、普及啓発を行うとともに、表示の整合性の確認のため、22件の無農薬等に関する確認分析を行った。なお、無農薬等は検出されなかった</p>

<p>◇表示の点検及び表示の整合性確認分析の結果に基づき必要に応じて、生産者及び販売業者等に対し普及啓発を行った。</p> <p>a：必要に応じて普及啓発を行った</p> <p>c：必要であるにもかかわらず普及啓発を行わなかった事例があった</p>	<p>a</p>
<p>◇加工食品の品質表示基準の検査については、既存の品質表示基準製品以外の加工食品に重点を置き対象食品を選定した。</p> <p>a：既存の品目以外の品目を重点的に選定した</p> <p>c：既存の品目以外の品目を重点的に選定しなかった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】(p.5, 指標10を再掲) 品質表示基準に係る加工食品買上検査において、新たに品質表示が義務付けられた加工食品の検査件数は2,863件となり、全検査件数4,939件に占める割合は58%となった。</p>
<p>◇加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。</p> <p>a：計画値の達成度は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 加工食品の品質表示基準製品の検査を5,257件(店頭検査318件を含む。)実施した。検査の結果、基準が遵守されていない又は表示と内容品質が異なっている場合は、製造業者等に対し、以下の措置を講じた。 なお、指導した製造業者等に対しては、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の検査対象とする。 ・啓発(文書)345件(個別63件、横断282件) ・改善指導(文書)997件 〔個別506件(うち改善件数291件) 横断491件(うち改善件数289件)〕 効率的な加工食品検査実施のため、検査対象食品は、平成9年度商業統計表(産業編)等を参考に、各品目の事業所数、地域特性を勘案し、選定した。また、社会情勢、行政ニーズ等を勘案し、特定品目について一斉調査等を行った。</p>
<p>★ 本年度の計画件数は、別紙4及び別紙5のとおりとする。〔II-1-(2)〕</p> <p>○ 加工食品の品質表示基準の検査件数：各事業年度5,000件以上</p>	<p>【その他特記事項】 BSE問題への対応、原産地虚偽表示等に係る立入検査への対応等の緊急性及び重要性の高い業務へ要員を投入したことから、買上げ検査件数を減らさざるを得なかった。</p>

◇加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定した。
 a：バランス等を勘案して選定した
 c：バランス等を勘案して選定しなかった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。
 a：必要に応じて指導を行った
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

☆ 有機農産物加工食品(格付の表示を付しているものを除く。)、又はこれと紛らわしい名称を表示している製品に対する検査を1-(2)の検査と併せて行うものとする。
 なお、不適正な表示をしたものについては、買上検査を行い、その結果に基づき販売業者等に対し指導を行うものとする。
 [II-2-(2)]

◇検査を効率的に行うため、加工食品の品質表示基準の検査時に、有機農産物加工食品(格付の表示を付しているものを除く。)、又はこれと紛らわしい名称の表示をしている製品に対する検査を併せて行った。
 a：検査を行った
 c：検査を行わなかった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて販売業者等に対し指導を行った。
 a：必要に応じて指導を行った
 c：必要であるにもかかわらず指導を行わなかった事例があった

a

a

a

a

【事業報告書の記述】
 有機農産物加工食品(格付の表示を付しているものを除く。)、又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を加工食品検査と併せて行った。そのうち、152件の不適正な表示について、製造業者等に対する指導を実施した。
 また、表示の適合性が疑われるものについて買上検査を行い、不適正の表示が確認された加工食品について、製造業者等に対し30件の指導を実施した。
 なお、指導した製造業者等に対しては、必要に応じて確認のための調査を実施したほか、14年度の検査対象とする。

ウ 遺伝子組換え食品の品 ☆ 本年度の検査の品目及

◇遺伝子組換え食品の品質表

【事業報告書の記述】

<p>質表基準の検査にたいしては、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定することとし、各事業年度に300件以上実施する。</p>	<p>基準の検査を300件以上実施した。 a: 計画値の達成度は100%以上であった b: 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c: 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>び調査計画件数は、別紙4及び別紙5のとおりとする。〔Ⅱ-1-(3)〕</p>	<p>a</p>
<p>遺伝子組換え食品の表示に係る確認検査を305件実施した。検査の結果、遺伝子組換えDNAが検出されたもの及び検出不能であったものについて、67件の分別生産流通管理の調査を行い、不適正な表示が認められた製造業者等に対し指導を行った。なお、分別生産流通管理の調査未了分については、平成14年度において引き継ぎ調査を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出件数 80件 ・検出不能件数 13件 ・調査件数 67件 ・指導件数 1件(うち改善件数 1件) <p>効率的な検査実施のため、検査対象食品は、国内における大豆及びとうもろこしの加工食品への使用実態、平成13年4月に実施した流通実態調査等を勘案し、選定した。</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。 a: バランス等を勘案して選定した b: バランス等を勘案せずに選定した</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合102%</p>	<p>a</p>
<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。 a: 必要に応じて指導を行った c: 必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。 a: 必要に応じて指導を行った c: 必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>☆ 登録格付機関(登録外国格付機関を含む。以下同じ。)及び登録認定機関(登録認定機関を含む。)</p>	<p>a</p>
<p>(2) 国際標準(ISO)に基づく審査機関としての業務執行体制を整備し、登録認定機関及び登録格付機関(以下「登録認定機関等」という。)の登録及び</p>	<p>(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査 ア 農林水産大臣が、登録認定機関及び登録格付機関(以下「登録認定機関等」という。)の登録及び</p>	<p>◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行った。 a: 調査を行った c: 調査を行わなかった</p>	<p>a</p>

録及び登録の更新並びに登録後における技術上の調査を適正に行う。

登録の更新並びに手数料の額、格付業務規程及び認定業務規程を認可するに当たって、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）は、その有する専門的知見を活用して、登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行う。

以下と同じ。）の審査を、適正に行うものとする。

〔Ⅲ-1〕

☆ 旧JAS法による承認・認定工場がその効力を有する間「農林物資の規格化及び品目表示の適正化に関する法律第14条第2項の承認に関する要領の制定について」(昭和45年12月15日付け農経C第3535号農林事務次官依命通達第44に規定する変更の届出及び第5に規定する取消し並びに「農林物資の規格化及び品目表示の適正化に関する法律第15条第1項の認定に関する要領の制定について」(昭和45年12月15日付け農経C第3536号農林事務次官依命通達)第4に規定する変更の届出及び第5に規定する取消しに関する事務を適正に行うものとする。

〔Ⅲ-2〕

◇登録等の申請に係る技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した
 a：内部監査を実施した
 c：内部監査を実施しなかった

◇登録等の申請に係る技術上の調査について、センターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。
 a：苦情処理委員会を設置・運営した
 b：苦情処理委員会を設置しなかった

☆ 登録格付機関の監査を、適正に行うものとする。本年度の実施計画件数は、別紙6のとおりとする。〔Ⅳ-1〕

イ 日本農林規格による農林物資の品質管理及び品目表示に関する技術上の調査を、登録格付機関に対しては

○ 登録後における技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上

	新規	変更
登録格付機関	登録審査 0件 手数料審査 0件 業務規程審査 0件	38件 0件 0件
登録認定機関	登録審査 25件 手数料審査 27件 業務規程審査 26件	80件 8件 19件
登録外国認定機関	登録審査 7件 手数料審査 7件 業務規程審査 7件	0件 0件 2件
計	登録審査 32件 手数料審査 34件 業務規程審査 33件	118件 8件 21件

旧JAS法による承認・認定工場等の取消等に係る事務は、平成13年9月18日までの間以下のとおり実施した。

- ・変更 72件
- ・取消し 144件
- ・認定証の再交付 1件

【事業報告書の記述】(p38, 指標106に記載) 審査・監査を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方を導入した内部監査に関する規程類(内部監査規程、細則)を整備し、審査・監査が適性に行われていくかの内部監査を実施した。

【事業報告書の記述】(p38, 指標106に記載) センターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申し立てはなかった。

【事業報告書の記述】
 登録格付機関に対する監査を以下のとおり全機関に対して1回実施した。
 ・ 飲食料品 17機関 (204事業所)
 ・ 林産物 2機関 (304事業所)

<p>術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。</p>	<p>☆ 農林水産大臣が所管する登録格付機関に対する調査は、全登録格付機関(事業所を含む。)を対象として、格付業務が適正に行われているか否か調査するとともに適正でない認められた場合には的確な是正措置を行わせるものとする。この場合旧JASS法による承認・認定工場が効力を有している間、次の(2)及び(3)に掲げる調査の結果及び当該格付対象品目に係る製造・流通に関する情報を活用して行うものとする。〔IV-1-(1)〕</p>	<p>b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 a : 必要に応じて指導を行った c : 必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>・ 生糸 1機関 (1事業所)</p> <p>【その他特記事項】 達成度合100%</p> <p>【事業報告書の記述】 監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、5機関については、不正が認められ是正するよう文書で勧告した。なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。</p>	<p>a</p>
		<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 a : 内部監査を実施した c : 内部監査を実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】(p38, 指標106に記載) 審査・監査を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方を導入した内部監査に関する規程類(内部監査規程、細則)を整備し、審査・監査が適性に行われていくかの内部監査を実施した。</p>	<p>a</p>
		<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 a : 苦情処理委員会を設置・運営した c : 苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】(p38, 指標106に記載) センターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申し立てはなかった。</p>	<p>a</p>
<p>ウ 農林物資の品質管理及び品質に関する表示についての登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。</p>	<p>☆ 登録認定機関の調査に当たっては、適正に行うものとする。 本年度の計画件数は、別紙7のとおりとする。〔IV-2〕</p>	<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。 a : 計画値の達成度は100%以上であった b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関に対する監査を以下のとおり全機関に対して1回実施した。 ・ 飲食料品 8機関 (8事業所) ・ 林産物 2機関 (8事業所) ・ 有機農産物等 38機関 (41事業所)</p> <p>【その他特記事項】 達成度合100%</p> <p>【事業報告書の記述】 監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、5機関については、不正</p>	<p>a</p>

ているか否か調査すると認められ、適正でない場合は、適切な措置を講ずるものとする。〔IV-2-(1)〕

a : 必要に応じて指導を行った
c : 必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

◇登録認定機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。
a : 内部監査を実施した
c : 内部監査を実施しなかった

◇登録認定機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。
a : 苦情処理委員会を設置・運営した
c : 苦情処理委員会を設置しなかった

☆登録認定機関に対して適切な指導を行うため、業務執行マニュアルを作成するものとする。〔IV-3〕

工 登録認定機関の認定業務と国際標準との適合性を並びに技術的正確性を確保するため、国際標準であるISOガイド61及び65の考え方を導入した業務執行体制を確立し、登録認定機関に対して適切な指導を行うとともに、職員の技術力の向上を図るため、業務執行マニュアルを作成する。

適正が認められ、是正するよう文書で勧告した。なお、是正勧告した内容については、必要に応じて確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。

【事業報告書の記述】(p.38, 指標106に記述) 審査・監査を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方を導入した内部監査に関する規程類(内部監査規程、細則)を整備し、審査・監査が適性に行われているかの内部監査を実施した。

【事業報告書の記述】(p.38, 指標106に記述) センターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申し立てはなかった。

【事業報告書の記述】登録認定機関に対する審査及び監査を適切に行うため、登録格付機関等審査・監査に関する規程を以下のとおり整備した。
・登録格付機関等審査・監査規程
・登録格付機関等監査細則
・審査業務に係る苦情処理要領、細則
・審査業務等に係る不適合業務細則
・調査アンケート表

【事業報告書の記述】審査・監査を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方を導入した内部監査に関する規程類(内部監査規程、細則)を整備し、審査・監査が適性に行われているかの内部監査を実施した。センターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申し立て

◇登録認定機関に対する指導が審査・監査規程等に基づき適切に行われていることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。
a : 内部監査を実施した
c : 内部監査を実施しなかった

<p>はなかつた。</p> <p>【事業報告書の記述】(p.37, 指標105を再掲) 登録認定機関に対する審査及び監査を適切に行うため、登録格付機関等審査・監査に関する各種規程を以下のとおり整備した。 ・登録格付機関等審査・監査規程 ・登録格付機関等審査要領 ・登録格付機関等審査細則 ・審査業務に係る苦情処理要領、細則 ・審査業務に係る不適合業務細則 ・調査子エック査</p>	<p>◇職員調査技術力の向上を図るため、登録認定機関の調査指針に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>○ 国際標準に基づく審査のための有資格者の養成 : 中期目標の期間中に8名以上</p> <p>オ 技術上の調査によるア 上を均質化及び質の向上を図るため以下の措置を講ずる。 (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本規格協会品質システム審査員価値登録センター審査員補の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。</p>
<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等に対する技術上の調査及び指導に関する職員の技術水準の向上を図るためISO9000の審査員補の有資格者を2名養成した。 (有資格者現在員 8名)</p>	<p>◇国際標準に基づく有資格者としてISO9000の審査員補の有資格者を2名程度養成した。 a : 2名以上養成した c : 1名以下しか養成しなかった</p>	<p>☆ 登録認定機関等に対する技術上の調査及び指導に関する職員の技術水準の向上を図るためISO9000の審査員補を2名程度取得するものとする。〔IV-4〕</p>
<p>【事業報告書の記述】 技術上の調査を行う者の資格基準を定めるとともに、審査員内部養成研修の3年に1回以上の受講を義務付けた。</p>	<p>◇技術上の調査を行う職員の資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>(イ) 技術上の調査を行う職員の資格規程を満たす職員を養成するため、職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に対して3年に1回以上の受講</p>
<p>【事業報告書の記述】 延べ60名の職員に対し、職員技術研修中期計画に基づき審査員内部養成研修を3回実施した。</p>	<p>◇職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、調査担当職員に定期的な受講を義務付け、必要な教育を行った。 a : 研修を開催し、必要な教育を行った c : 研修を開催せず、又は必</p>	<p>★ 研修 別紙9により実施するものとする。〔IX〕</p>

<p>を義務付ける。</p> <p>(3) 登録申請等に係る手続きの迅速化 登録申請等の登録及び登録の更新の際に、登録申請中の登録標準処理期間中に登録完了することによる迅速化を図る。</p> <p>○ 申請受付後農林水産大臣へ報告するまでの目標期間：30日以内</p>	<p>☆ 審査実施に係る要領を作成し、手続きの迅速化を図るものとする。 〔Ⅲ-3〕</p>	<p>要な教育を行わなかった</p> <p>◇ 審査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。</p> <p>a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要性がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>(3) 登録申請等の登録及び登録の更新の際に、登録申請中の登録標準処理期間中に登録完了することによる迅速化を図る。</p> <p>○ 申請受付後農林水産大臣へ報告するまでの目標期間：30日以内</p>	<p>☆ 登録格付機関の調査に関するため、登録格付業務の適否及び旧JAS法による工場調査等の工場調査を実施する。</p> <p>また、旧JAS法における承認・認定工場における製造工程のすべてを他の工場に行わせている場合は、関係センター間の緊密な連絡をもちつづ、製品についての人・包装工程を旧JAS法による承認・認定工場から委託している工場に対する調査を実施し、JAS制度の適正な運営の確保を図る。</p>	<p>◇ 申請書類等の受領後30日以内に総合食料局長あてへ調査結果を回答した。</p> <p>a：30日以内に回答した件数が90%以上であった b：30日以内に回答した件数が50%以上90%未満であった c：30日以内に回答した件数が50%未満であった (注：日数は実労働日数)</p>	<p>c</p>
<p>(4) JASマークの付された農林物資の検査 A 登録認定機関による指導及び登録格付機関による格付が適切に行われているか否かを確認するため、認定製造業者等に対する調査を各事業年度に350件以上行う。</p>	<p>☆ 登録格付機関の調査に関するため、登録格付業務の適否及び旧JAS法による工場調査等の工場調査を実施する。</p> <p>また、旧JAS法における承認・認定工場における製造工程のすべてを他の工場に行わせている場合は、関係センター間の緊密な連絡をもちつづ、製品についての人・包装工程を旧JAS法による承認・認定工場から委託している工場に対する調査を実施し、JAS制度の適正な運営の確保を図る。</p>	<p>◇ 認定製造業者等に対する調査を350件以上実施した。</p> <p>a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>(4) 登録認定機関により認定された製造業者及び生産行程管理を行う格付指導並びに登録認定機関による格付が適切に行われているか否かを確認するため、認定製造業者等の調査及びJASマークの付された農林物資の検査を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 30日以内に農林水産大臣に報告出来るよう「登録認定機関・登録外国認定機関の登録審査に係る農林水産消費技術センターが行う技術上の調査の事務処理マニュアル」を作成し、手続きの迅速化を図った。</p> <p>【その他特記事項】 報告件数99件のうち30日以内に報告した件数は48件であった。 迅速化のための事務処理マニュアル作成後に調査報告した35件はすべて30日以内に報告した。達成度合48%</p> <p>【事業報告書の記述】 旧JAS法による工場調査及び登録格付機関又は登録認定機関の調査に係る工場等の調査（立会調査）を、以下のとおり計433件実施した。 旧JAS法による工場調査を364件実施した。 調査の結果、不適正な事項があった12件について登録格付機関に対する文書による是正勧告を行った。 なお、指摘した不適正な事項については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。</p>		

<p>図るものとする。 〔IV-1-1-(2)〕</p> <p>☆ 登録認定機関が行っている工場等に対する調査又はは監査の実施状況を、適正でない場合に行なう場合に行なわせるものとする。 〔IV-2-(2)〕</p>	<p>登録格付機関又は登録認定機関の監査に係る工場等の調査（立会調査）をそれぞれ9件及び60件実施した。調査の結果、不適合事項のあった1件について登録格付機関に対する文書による是正勧告を行った。 なお、是正勧告した内容については、14年度の重点調査事項とする。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合124%</p>	<p>登録格付機関の監査に係る買上げ検査（店頭検査を含む。）を480件実施した。調査の結果、不適合事項のあった29件について登録格付機関に対する文書による是正勧告を行った。 なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。</p> <p>登録認定機関の監査に係る買上げ検査を237件実施した。調査の結果、不適合事項のあった24件について登録認定機関に対する文書による是正勧告を行った。なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。</p> <p>【その他特記事項】 登録格付機関等の事業所の所在地、製造業者等の生産規模及び格付状況等を勘案し検査対象品を選定した。</p> <p>達成度合102%</p>
<p>◇ J A S 製品の検査について は、製造業者等事業者を勘案して 対象製品を選定した。 a : パラランス等を勘案して選定した c : パラランス等を勘案せずに選定した</p>	<p>◇ J A S 製品の検査について は、製造業者等事業者を勘案して 対象製品を選定した。 a : パラランス等を勘案して選定した c : パラランス等を勘案せずに選定した</p>	<p>☆ 登録格付機関の調査に資するため、登録格付機関の格付業務の運営状況を確認するための買上げ検査及び店頭検査を行うものとする。〔IV-1-(3)〕</p> <p>☆ 登録認定機関が行う認定業務の実施状況を確認するため、市販の J A S 製品の買上げ検査（店頭検査を含む。）を行うものとする。〔IV-2-(3)〕</p>
<p>○ 検査件数：各事業年度 700件以上</p> <p>イ 登録認定機関の認定業務が適切に行われているか否かを確認するに際しては、J A S 認定業者等の事業規模及び地域別事業者を選定するに700件以上実施する。</p>	<p>登録格付機関の認定業務が適切に行われているか否かを確認するための J A S 製品の検査を以下のとおり計717件実施した。 登録格付機関の監査に係る買上げ検査（店頭検査を含む。）を480件実施した。調査の結果、不適合事項のあった29件について登録格付機関に対する文書による是正勧告を行った。 なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。</p> <p>登録認定機関の監査に係る買上げ検査を237件実施した。調査の結果、不適合事項のあった24件について登録認定機関に対する文書による是正勧告を行った。なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。</p> <p>【その他特記事項】 登録格付機関等の事業所の所在地、製造業者等の生産規模及び格付状況等を勘案し検査対象品を選定した。</p> <p>達成度合102%</p>	<p>◇ J A S 製品の検査を700件以上実施した。 a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった</p>

(5) 登録認定機関により、認定された製造業者等に対し、指導を行うよう、国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づき、指導を行うため、外部の有識者を合せて検討を行い、平成13年度中に指導方針を策定し、職員に周知する。

(5) 高度な品質管理技術の指導
 ア 総合製造業者等に対し、ISOやHACCP等に基づく高度な品質管理の指導を行うため、外部の有識者を合せて検討を行い、平成13年度中に指導方針を策定し、職員に周知する。

☆ 総合製造業者等を開催し、認定製造業者等に対する高度な品質管理の指導方針を策定するものとする。〔V-1〕

◇外部の有識者を合せて指導方針の検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。
 a：検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した
 b：検討を行わなかった
 c：検討を行わなかった
 （平成13年度限りの評価指標）

【事業報告書の記述】
 外部の有識者を合めた総合指導委員会を開催し、認定製造業者等に対する高度な品質管理の指導方針を作成するとともに、指導マニュアルの内容について検討を行った。
 なお、指導方針の内容を検討するため、HACCPの専門家に技術顧問を委嘱した。

【その他特記事項】
 指導方針を当センターの情報共有システムに掲載し、職員に周知した。

☆ 企業からの技術相談にについては、基準書、調査研究成果等関係技術情報、消費者相談に関する情報、品質情報等の分析調査結果等を活用して積極的に対応するものとし、その相談内容が分析技術に関する研修の要請等である場合には、現地又は各地域センターにおいて効果的な指導に努めるものとする。〔V-5〕

◇認定製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、基準書を活用し技術相談に対応した。
 a：技術相談に対応した
 b：技術相談があったにもかかわらず対応しなかった

【事業報告書の記述】
 製造業者等からの品質管理技術等に関する相談（企業相談）は、個別商品の製造レシピに応じた表示の方法及びその管理技術等を中心に6,833件に対応した。

【その他特記事項】
 上記実施のうち、ほとんどは表示に関する相談であり、製造、品質管理、検査・分析に関する技術相談は48件であった。

☆ 企業の品質管理担当者を対象とした品質管理情報、行政情報、各種調査結果及びセンター活動状況等について、電子メールを活用した広報活動に努めるものとする。〔V-6〕

◇認定製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、企業と品質管理担当者等を対象とし、品質管理情報等について電子メールを活用した広報活動を行った。
 a：広報活動を行った
 c：広報活動を行わなかった

【事業報告書の記述】
 電子メールを活用したメールマガジンに、技術情報、行政情報を掲載し、情報提供を行った。地域における技術交流推進のため、東北地区の食品加工研究会に参画するとともに、後述(調査研究成果の活用)する産学官連携技術講習会を行った。

地方公共団体（3社）からの要請により、地域特産品認証事業に係る認証基準の作成等に関する技術指導を6回実施した。

☆ 企業からの技術相談にについては、基準書、調査研究成果等関係技術情報、消費者相談に関する情報、品質情報等の分析調査結果等を活用して積極的に対応するものとし、その相談内容が分析技術に関する研修の要請等である場合には、現地又は各地域センターにおいて効果的な指導に努めるものとする。〔V-5〕

【事業報告書の記述】
 製造業者等からの品質管理技術等に関する相談（企業相談）は、個別商品の製造レシピに応じた表示の方法及びその管理技術等を中心に6,833件に対応した。

<p>○ 高度品質管理マニュアルの作成数：中期目標の期間中に10品目以上</p>	<p>とする。〔V-8〕</p> <p>☆ 本年度は風味調味料及び調理冷凍食品について作成するものとする。〔V-2〕</p>	<p>イ 製造業者等に対するアの指導に活用する。中期目標の期間中に10品目以上について作成する。</p> <p>ウ 食品等の品質の向上や安全性を確保するため、イのマニュアルを用いて、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の表示等に関する講習会を開催する。</p>	<p>◇指導マニュアルを2品目以上作成した。 a：2品目以上作成した c：1品目しか作成しなかった、又は作成しなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、適切に行う。</p>	<p>☆ 製造業者等からの検査依頼に対しては、迅速に対応するものとする。〔II-3〕</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。 a：厳正な管理を行った c：厳正な管理を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、適切に行う。</p>	<p>☆ 製造業者等からの検査依頼に対しては、迅速に対応するものとする。〔II-3〕</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。 a：厳正な管理を行った c：厳正な管理を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、適切に行う。</p>	<p>☆ 製造業者等からの検査依頼に対しては、迅速に対応するものとする。〔II-3〕</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。 a：厳正な管理を行った c：厳正な管理を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、適切に行う。</p>	<p>☆ 製造業者等からの検査依頼に対しては、迅速に対応するものとする。〔II-3〕</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。 a：厳正な管理を行った c：厳正な管理を行わなかった</p>	<p>a</p>

<p>☆ 林産物に関する日本農林規格による格付を、適正に行うものとする。 〔Ⅱ-4-(1)-ア〕</p> <p>☆ 旧JAS法による外国林産物に係る業務について、工場調査及び市販品調査等を適正かつ効率的に行うものとする。 〔Ⅱ-4-(1)-イ〕</p> <p>☆ 横浜センター及び神戸センターは、センターが行う生糸の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第302号)による格付を、適正に行うものとする。〔Ⅱ-4-(2)-ア〕</p>	<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。 a: 厳正な管理を行なった c: 厳正な管理を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 指定外国検査機関の検査データを活用して行う林産物の格付検査を144件実施した。 適正な検査のため、内部監査を実施した。 旧JAS法による外国林産物に係る市販品検査を6件実施した。検査の結果、不適正事項はなかった。</p> <p>生糸の格付検査を234件実施した。検査の結果、合格が225件、不合格が9件であった。 適正な検査のため、内部監査を実施した。 旧JAS法による承認工場調査を7件、市販品検査を16件実施した。調査の結果、不適正な事項はなかった。</p> <p>【その他特記事項】 内部規程類に基づき、当該業務担当課長等が厳正な管理を行った。</p>	<p>a</p>
<p>☆ 横浜センター及び神戸センターは、旧JAS法による承認工場及び承認工場で製造されたJAS製品についての調査を適正かつ効率的に行うものとする。〔Ⅱ-4-(2)-イ〕</p>	<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 a: 内部監査を実施した c: 内部監査を実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】(p38, 指標106を再掲) センターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申し立てはなかった。</p>	<p>a</p>
<p>☆ 農林水産省総合食料局長の依頼により、平成13年度の調査の調査結果を踏まえ、検査員に対する講習会を行った。</p>	<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 a: 苦情処理委員会を設置・運営した c: 苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省総合食料局長の依頼により、平成13年度の調査の調査結果を踏まえ、検査員に対する講習会を行った。</p>	<p>b</p>

<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>
<p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究について、次の分野に関して重点的に行う。 ア 生鮮食品の判別技術 イ 加工食品の原料の判別技術 ウ 運伝子組換え食品の分析技術 エ 微量物質及び機能性成分の効率的分析技術 ○ 全調査研究課題のうちア～エの分野に係る課題の割合：70%以上</p>	<p>(1) 調査及び研究の重点化 ★ 本年度は、別紙8の課題を実施するものとする。なお、年度内において緊急な調査研究がある場合には、必要に応じて課題を調整するものとする。〔VI-1〕</p>
<p>(2) (1)の調査及び研究の実施に当たっては、年次計画・年度計画の作成等により適切な進行管理を行い、中期目標の期間中に次のような取組を行う。(ウ及びエにおいて「確立」とは、技術を分析に利用することが可能な水準まで向上させることをいう。)</p> <p>ア 生鮮食品の判別技術については、青果物において国産品と輸入品のおよその絞込みを、魚につ</p>	<p>ア 生鮮食品の判別技術及び販売されている農産物及び魚類のうち外観から容易に判別のつかない次の</p>
<p>農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>
<p>小項目の総数：20 評価sの小項目数：2×3点=6点 評価aの小項目数：18×2点=36点 評価bの小項目数：0×1点=0点 評価cの小項目数：0×0点=0点 合計 42点 (42/40=105%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 調査研究18課題を実施し、そのうち「生鮮食品の判別技術」、「加工食品の原料の判別技術」、「運伝子組換え食品の分析技術」並びに「微量物質及び機能性成分の効率的分析技術」の重点4分野に係る課題は13課題で、割合は72%であった。 【その他特記事項】 達成度合103%</p>
<p>農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>

いて冷凍の有無の判別を行なうための判断の基準となる事項を選定する。

- ① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が国内市場に流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの

- ・無機元素の組成・含有量の調査による青果物の産地判別
- ・においセンサーを用いた生鮮食品の産地判別技術の開発
- ・表面プラズモン共鳴現象を利用した味覚物質測定による食品判別技術の開発

- ② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの

- ・解凍魚と鮮魚の判別方法の検討

◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、産地判別の指標を検討した結果、1品目程度について生鮮野菜の産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果が得られた
- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成できなかった

◇冷凍と非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度について魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果が得られた
- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成されなかった

- ・天然魚と養殖魚の判別方法の検討

◇天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、流通量の多い10品目から2品目以上選定し、天然・養殖の判別の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

【事業報告書の記述】
輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、タマネギ及びシイタケの2品目について、産地判別のための指標を検討した。タマネギについては、無機元素24種類による産地判別を検討した結果、国産と比較して、中国産はストロンチウム含有率が高く、ニュージーランド産は亜鉛の含有率が高い傾向がみられた。シイタケについては、匂いセンサーを用いて、匂い成分による産地判別を検討した結果、国産と中国産の判別が概ね可能との成果が得られた。

【事業報告書の記述】
冷凍と鮮魚が国内流通している魚介類のうち、マグロ、マダイ及びヒラメの3品目について、マリソーム内酵素活性、筋肉組織の観察、筋肉表面の血球の観察（スタンピング法）、鮮度指標（K値）により、また、サンマ及びヒラメの2品目について、コハク酸脱水素酵素活性により、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した。検討の結果、ヒラメについて、K値及び赤血球数において相関関係がみられ、判別指標が得られたことから、凍結魚と生鮮魚との判別基準を作成した。

【事業報告書の記述】
天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、タダイ及びヒラメについて判別のための指標を検討した。ヒラメについては、耳石の日周線、耳石の重量、耳石のサイズ等を測定することにより判別する方法を検討した結果、ヒラメの重量、体高、体長及び耳石の重量、長径・短径の主成分解析並びに日周線の輪の間隔に差が見られた。マダイについては、鮮度指標（K値）、鼻孔

<p>イ 加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその紋込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>イ 加工食品の原料の判別技術 国内市場で流通している加工食品のうち現在の分析技術では、使用原料の輸入・国産の判別のつかない次の品目について、成分の違い等判別のため、判断の基準となる事項を選定する。</p> <p>① 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられた品目</p>	<p>s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>形態の観察等11項目について判別方法を検討した結果、尾鰭の先端の形状、脂肪酸組成、肝臓重量比、胃重量比により、ほぼ判別が可能であった。</p>
<p>イ 加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその紋込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>◇国内市場に流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料原産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 個別の品質表示基準のあるうなぎ加工品、あじ加工品及びさは加工品については、原料原産地の判別技術の検討を行った。 うなぎ加工品については、DNAによる判別法を、あじ加工品及びさは加工品については、DNAの抽出方法の検討を行った。 うなぎについて、DNAによる品種判別の検討を行った結果、蒲焼きのように加熱された製品であっても、ジャポニカ種とアンギラ種（西洋種）の判別が可能であり、流通実態と照合することにより原料原産地の判別が概ね可能であった。 あじ加工品については、可食部からDNAの抽出はできなかったが、骨髄からのDNAの抽出は可能であった。 さは加工品については、可食部からのDNAの抽出ができなかったため、次年度において骨髄からのDNAの抽出を検討する。</p>
<p>イ 加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその紋込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>・魚類加工食品の原料原産地判別方法の検討</p>	<p>s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>国内市場に流通している加工食品のうち、新たに個別の品質表示基準の制定が見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工食品の原料原産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用で</p>
<p>イ 加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその紋込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられることが見込まれる品目</p>	<p>s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>国内市場に流通している加工食品のうち、新たに個別の品質表示基準の制定が見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工食品の原料原産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用で</p>

<p>きた。特に優れた成果が得られた</p> <p>s : 達成した a : 概ね達成した b : 達成しなかった c : 平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>◇ 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行った結果、技術の確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>◇ 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行った結果、技術の確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成できなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、豆腐、凍り豆腐、納豆、豆乳等の大豆加工品からPCRによる検出に適用したDNA抽出法のDNA分離用カラムを活用したDNA抽出法を検討した結果、従来の方法では検出できなかった遺伝子の検知が可能となった。</p>
<p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術については、遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品の定性分析技術並びに遺伝子組換え大豆及びとうもろこしの定量分析技術を確立する。</p>	<p>② 遺伝子組換えの大豆及びとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 なし。</p> <p>【その他特記事項】 併任先の食品総合研究所における調査研究により、遺伝子組換え食品の定性及び定量分析技術を開発するため、PCRの類型となるDNAの抽出手法の検討及び検知感度の高いプライマ</p>

<p>b: 概ね達成した c: 達成されなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>一的设计を行った。遺伝子組換えダイズ1系統についてPCR定量分析技術を開発した。当該研究結果は日本食品衛生学会奨励賞を受賞した。</p>	<p>s</p>
<p>◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s: 特に優れた成果が得られた a: 達成した b: 概ね達成した c: 達成されなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】なし。 【その他特記事項】併任先の食品総合研究所における調査研究により、遺伝子組換え食品の定性及び定量分析技術を開発するため、PCRの鑄型となるDNAの抽出手法の検討及び検知感度の高いプライマ一の設計を行った。研究の結果、遺伝子組換えトウモロコシ5系統についてPCR定量分析技術を開発した。当該研究結果は日本食品衛生学会奨励賞を受賞した。</p>	<p>a</p>
<p>・加工食品への定量PCR法の適用</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、2品目以上選定し、PCR法等による定量分析法の適用について検討を行った結果、1品目程度について定量分析技術が確立でき、若しくは定量PCR法が適用できる品目についておおよその較り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s: 特に優れた成果が得られた a: 達成した b: 概ね達成した c: 達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた大豆加工食品のうち、豆腐、油揚げ、凍り豆腐、ゆばの4品目について、遺伝子組換え体の定量の可能性を検討した。豆腐等はDNAの分解が進んでいる加工食品であるが、定量PCR法に関する前処理方法の改良を検討した結果、4品目について定量PCR法の適用が可能でDNA抽出方法が確立できた。</p>
<p>・ジャガイモ加工品等からのDNA抽出方法の検討</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていない加工食品について、品質表示基準に基づき表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法(DNA抽出法等)の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、若しくは前</p>	<p>【事業報告書の記述】内在性遺伝子の検知ができないため、遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていないばれいしよ加工食品のうち、マッシュポテト、マッシュポテトを原料にした食品、冷凍ばれいしよ、ばれいしよスナック菓子等について前処理方法を検討した結果、新たに開発されたカラムを使用することにより大部分のばれいしよ加工</p>

<p>処理法が適用できない品目についておおよその絞り込みができて、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>品からDNA抽出が可能となった。</p>
<p>工 微量物質の分析技術については、食品衛生法に基づく残留基準や農薬取締法に基づく登録残留基準が定められ、かつ、使用量が多くの農薬であった。現在、一斉分析法が確立されていないもの10種類程度(トリフルミゾール、エチルチオミトン、イソキサチオン等)について一斉分析法を確立する。</p>	<p>工 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術</p> <p>① 農薬、合成抗菌剤等の一斉分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、カラム条件等についての調査研究を行う。</p> <p>② LC-MSを利用し、機能的な分析技術の確立する。</p>
<p>◇農産物等を対象として、一斉分析法が確立されていない農薬5種類以上について多成分同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物等において分析が可能であることとを確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇農産物等を対象として、一斉分析法が確立されていない農薬22種類を、対象として、りんご、オレンジ、にんじん、トマト、ほうれんそう等の8種類13品目について、農薬を分析する際の処理方法を検討した結果、2種類の分離用剤の組み合わせによる精製法の改良により、液体クロマトグラフ(PDA検出器付き)による同時定量が可能であることを確認した。</p> <p>【その他特記事項】 マイコトキシンの分析方法の改良を検討した。</p>
<p>LC-MSを利用し、機能的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p> <p>(平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>LC-MSを利用し、機能的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p> <p>(平成14年度以降の評価指標)</p>
	<p>【事業報告書の記述】 重点4分野のほか、以下の検討を行った。 ・ 廃棄パレイシヨ酵素等を利用したフェノール性内分泌かく乱物質の無毒化・低減化技術開発を目的として各種パレイシヨの酵素活性を調査するとともに、粗酵素の濃縮方法を検討し、</p>

<p>(3) 調査及び研究の成果については、積極的に公表するとともに、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究の成果の公表については、調査報告書を取りまとめ、公表するとともに、インターネット等を活用して広く一般に広報する。</p>	<p>☆ 調査研究結果については、報告書を作成するとともに、ホームページに当該結果の概要を掲載するものとする。(VI-2)</p>	<p>◇ 調査研究結果の報告書を作成し、公表した。 a : 報告書を作成し、公表した c : 報告書を作成しなかった</p>	<p>粗酵素カラムを通過させた場合のフェノール性内分泌かく乱物質無毒化・低減化のメカニズムを検討した。(食品総合研究所との共同研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しゃようゆ分析の技能試験において必要な比較値について、2種類の分析方法を比較検討し、分析条件を定め、分析者の技能を評価する比較値の算出方法を検討した。(食品総合研究所との共同研究) ・ 生糸の物性値の一つであるヤング率を非破壊で効率よく測定するためのプログラムを開発するとともに装置を試作することにより、非破壊での測定表示が可能になった。 ・ バレイシヨウ塊茎中のグリコアルカロイド量の光照射による影響を調査するために、HPLCによるグリコアルカロイドの分析条件を検討後、品種別、熱度別、貯蔵期間別に測定を行った。 ・ 軟X線による非加熱殺菌技術の開発を目的に作製した試作機について、X線発生装置、防護装置等を改良した。 	<p>【事業報告書の記述】 平成12年度調査研究結果について「調査研究報告書25号」を作成し、公表するとともに、ホームページに当該結果の概要を掲載し、広く一般に広報した。</p>	<p>◇ 調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した。 a : ホームページに掲載した c : ホームページに掲載しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成13年11月1日に公開の調査研究発表会を開催した。発表課題は、「フォトダイオードアレイ検出器を用いた機産物中に含まれる残留農薬の一斉分析法」、「遺伝子組換え農産物の新しい定量分析法の開発」等10課題(食品等特性把握調査2課題含む)。外部からの参加者は、14名であった。</p>
<p>○ 調査及び研究の成果の公開発表会の開催回数：各事業年度1回以上</p>	<p>☆ 調査研究発表会を開催するものとする。[VI-3]</p>	<p>◇ 必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 なし。</p>				

関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。
 a: 要請に応じて行った
 b: 要請の理由もなく応じた
 c: 特段の理由があった

小項目の総数 : 3
 評価aの小項目数 : 2×2点=4点
 評価bの小項目数 : 0×1点=0点
 評価cの小項目数 : 1×0点=0点
 合計 : 4 / 6 = 67%

【事業報告書の記述】
 農林水産大臣から27件（48事業者）の立入検査の指示があり、実施した。

検査内容	対象農林物資	立入検査件数	立入事業者数	検査員延べ人数
原料産地表示	畜産物、農産物、水産物、加工魚介類	21	37	374
J A S 一不	有機農産物	5	6	19
公正表示	有機加工品			
日付表示	果実材料	1	5	15
計		27	48	408

農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、立入検査員の人選基準を定め、当該基準に基づき検査員を選するとともに、「立入検査マニュアル」を作成した。
 なお、平成14年3月31日現在の検査員登録数は125名である。

関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。
 a: 要請に応じて行った
 b: 要請の理由もなく応じた
 c: 特段の理由があった

小項目の総数 : 3
 評価aの小項目数 : 2×2点=4点
 評価bの小項目数 : 0×1点=0点
 評価cの小項目数 : 1×0点=0点
 合計 : 4 / 6 = 67%

【事業報告書の記述】
 農林水産大臣から27件（48事業者）の立入検査の指示があり、実施した。

検査内容	対象農林物資	立入検査件数	立入事業者数	検査員延べ人数
原料産地表示	畜産物、農産物、水産物、加工魚介類	21	37	374
J A S 一不	有機農産物	5	6	19
公正表示	有機加工品			
日付表示	果実材料	1	5	15
計		27	48	408

農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、立入検査員の人選基準を定め、当該基準に基づき検査員を選するとともに、「立入検査マニュアル」を作成した。
 なお、平成14年3月31日現在の検査員登録数は125名である。

関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。
 a: 要請に応じて行った
 b: 要請の理由もなく応じた
 c: 特段の理由があった

小項目の総数 : 3
 評価aの小項目数 : 2×2点=4点
 評価bの小項目数 : 0×1点=0点
 評価cの小項目数 : 1×0点=0点
 合計 : 4 / 6 = 67%

【事業報告書の記述】
 農林水産大臣から27件（48事業者）の立入検査の指示があり、実施した。

検査内容	対象農林物資	立入検査件数	立入事業者数	検査員延べ人数
原料産地表示	畜産物、農産物、水産物、加工魚介類	21	37	374
J A S 一不	有機農産物	5	6	19
公正表示	有機加工品			
日付表示	果実材料	1	5	15
計		27	48	408

農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、立入検査員の人選基準を定め、当該基準に基づき検査員を選するとともに、「立入検査マニュアル」を作成した。
 なお、平成14年3月31日現在の検査員登録数は125名である。

関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。
 a: 要請に応じて行った
 b: 要請の理由もなく応じた
 c: 特段の理由があった

小項目の総数 : 3
 評価aの小項目数 : 2×2点=4点
 評価bの小項目数 : 0×1点=0点
 評価cの小項目数 : 1×0点=0点
 合計 : 4 / 6 = 67%

【事業報告書の記述】
 農林水産大臣から27件（48事業者）の立入検査の指示があり、実施した。

検査内容	対象農林物資	立入検査件数	立入事業者数	検査員延べ人数
原料産地表示	畜産物、農産物、水産物、加工魚介類	21	37	374
J A S 一不	有機農産物	5	6	19
公正表示	有機加工品			
日付表示	果実材料	1	5	15
計		27	48	408

農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、立入検査員の人選基準を定め、当該基準に基づき検査員を選するとともに、「立入検査マニュアル」を作成した。
 なお、平成14年3月31日現在の検査員登録数は125名である。

<p>○ 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内</p>			<p>他機関が行う立入検査に、当該機関からの技術的協力依頼による当該立入検査への同行を12案件(15業者)実施した。 立入検査に係る事前調査、確認調査等を農林水産省総合食料局品質課と協同し、22件(34業者)実施した。</p>
<p>○ 立入検査手順のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改訂を行った。 a：作成し、又は必要な改訂を行った c：作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p> <p>○ 検査員の適切な人選、手順のマニュアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。 a：3日以内に報告した件数が90%以上であった b：3日以内に報告した件数が50%以上90%未満であった c：3日以内に報告した件数が50%未満であった</p>			<p>a</p> <p>立入検査は例年に比較して、件数が多く、また複数事業所に渡るものなど規模も大きかったことから、検査実施後3日以内に報告した件数は6件であった。 達成度合22%</p>
<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>○緊急時の要請に関する事項</p>	<p>A</p> <p>小項目の総数：2 評価aの小項目数：2×2点=4点 評価bの小項目数：0×1点=0点 評価cの小項目数：0×0点=0点 合計 (4/4=100%)</p>
<p>農林水産大臣から独立</p>	<p>農林水産大臣から要請</p>	<p>農林水産大臣からセン</p>	<p>○センターの調査研究結果を 【事業報告書の記述】</p>

<p>行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析するときは、他の業務に優先して組織的取り組み、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。</p>	<p>のあつた調査結果を迅速かつ的確に分析し、必要に応じて研究系に効果的な管理体制作に迅速に対応する。</p>	<p>第12条第1項に基づいた場合緊急時には、総合食料局品質課長と協議の上同第2項に基づき必要な事項について調査を行うものとする。なお、要請に応じ迅速に対応できるような業務執行体制を整備するとともに、その対応方法について想定される事項別に対応方法を検討する。〔Ⅳ-1〕</p>	<p>体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a：整理し、又は再整理した b：整理せず、又は再整理しなかった</p>	<p>農林水産大臣から要請のあつた調査等を迅速かつ的確に行うため、緊急調査分析実施規程を作成した。実施に当たっては、専門の委員会を設置することとした。なお、13年度は、農林水産大臣からの要請はなかった。想定される事項別に対応方法を検討するた め、過去の緊急調査分析の事例の収集及び内容・事項別分類を行い、緊急調査のモデル化を検討した。 【その他特記事項】 ホームページ上で調査研究成果を検索可能とした。</p>
<p>◇要請に対して常に迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、定期的な検討を行い、必要な改善を行った。 a：整備し、又は必要な検討を行い、若しくは検討の結果、改善の必要はなかった b：整備せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a：整理し、又は再整理した b：整理せず、又は再整理しなかった （平成14年度以降の評価指標）</p>	<p>◇必要に応じた分析手法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的な更新を行った。 a：構築し、又は更新した b：構築せず、又は更新しなかった （平成14年度以降の評価指標）</p>	<p>◇必要に応じた分析手法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的な更新を行った。 a：構築し、又は更新した b：構築せず、又は更新しなかった （平成14年度以降の評価指標）</p>	<p>◇必要に応じた分析手法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的な更新を行った。 a：構築し、又は更新した b：構築せず、又は更新しなかった （平成14年度以降の評価指標）</p>	<p>◇必要に応じた分析手法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的な更新を行った。 a：構築し、又は更新した b：構築せず、又は更新しなかった （平成14年度以降の評価指標）</p>
<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>○国際協力</p>	<p>○国際協力</p>

<p>可能な範囲において、研修生の受入、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。</p>	<p>★ 国際技術協力等については、農林水産省総合食料局品課、国際部国際協力課及び技術協力課、生産局特産振興課並びに国際協力事業団等の関係機関との連携を密にし、積極的に対応するものとする。〔1-11〕</p> <p>★ 発展途上国からの技術支援の要請の増大に対応して、センターの海外を活用し海外からの研修生を受け入れを積極的に行う。また、海外からの研修生の受入を円滑にするため、国際協力事業団の支援を受ける。また、海外からの研修生を受け入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を6回実施した。また、センターの施設見学について、随時対応した。</p>	<p>国際技術協力の主催する研修等に職員を派遣した。 a: 派遣した b: 派遣しなかった</p> <p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。 a: 派遣した b: 派遣しなかった</p> <p>◎ 予算、収支計画及び資金計画 [略]</p>
<p>☆ 国際技術協力等については、農林水産省総合食料局品課、国際部国際協力課及び技術協力課、生産局特産振興課並びに国際協力事業団等の関係機関との連携を密にし、積極的に対応するものとする。〔1-11〕</p>	<p>◇ 専門家の海外派遣を行った。 a: 派遣を行った b: 派遣しなかった c: 正当な理由なく、派遣を行わなかった事例がある</p> <p>◇ 海外からの研修生の受入れを行った。 a: 受入れを行った b: 受入れしなかった c: 正当な理由なく、受入れを行わなかった事例がある</p>	<p>国際技術協力の主催する研修等に職員を派遣した。 a: 派遣した b: 派遣しなかった</p> <p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。 a: 派遣した b: 派遣しなかった</p> <p>◎ 予算、収支計画及び資金計画 [略]</p>
<p>小項目の総数 : 3 評価aの小項目数 : 3 × 2点 = 6点 評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 6点 (6 / 6 = 100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 国際協力事業団のウルグアイ林産品試験計画に専門家として職員1名を派遣した。 国際協力事業団のグイエトナム食品工業研究所強化計画に専門家(調査団員)として職員1名を派遣した。</p> <p>【事業報告書の記述】 専門家派遣前研修に職員1名を派遣した。 技術協力専門家養成研修(第1回)に職員1名を派遣した。 海外からの研修生を受け入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を6回実施した。また、センターの施設見学について、随時対応した。</p>	<p>中項目の総数 : 2 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点</p>

(4 / 4 = 100%)

【特記事項】

当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
① 法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。
② 次年度以降、評価を行うための資料として比較財務諸表を作成することが必要である。

○経費（業務経費及び一般管理費）節減にかかる取り組み

A

小項目の総数 : 1
評価aの小項目数 : 1 × 2点 = 2点
評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点
評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点
合計 : 2点
(2 / 2 = 100%)

○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取り組みは十分であった。
a : 取り組みは十分であった
b : 取り組みはやや不十分であった
c : 取り組みは不十分であった
(なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。)

【事業報告書の記述】
財務諸表等を参照のこと。なお、運営費交付金等の節減に努め、年度末に集中した立入検査に要する経費に充当した。

a

○法人運営における資金の配分状況

A

		<p>◇法人運営における資金の配分状況は、十分であった。 a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや不十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった</p>	<p>小項目の総数：1 評価aの小項目数：1×2点=2点 評価bの小項目数：0×1点=0点 評価cの小項目数：0×0点=0点 合計：2点 (2/2=100%)</p> <p>a</p> <p>【事業報告書の記述】(p58, 指標165を再掲) 財務諸表等を参照のこと。なお、運営費交付金の節減に努め、年度末に集中した立入検査に要する経費に充当した。</p> <p>【その他特記事項】 年度計画に基づく予算の当初配分を行い、四半期毎に業務の執行状況把握し、必要な予算の追加配布を実施した。</p>
<p>第4 短期借入金の限度額 7億円</p>	<p>◎短期借入金の限度額</p>		<p>A</p> <p>中項目の総数：1 評価Aの中項目数：1×2点=2点 評価Bの中項目数：0×1点=0点 評価Cの中項目数：0×0点=0点 合計：2点 (2/2=100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。</p>
		<p>○法人の借入金について、借入に至った理由及び使途、償還及び金利、返済の見込み</p>	<p>A</p> <p>小項目の総数：1 評価aの小項目数：1×2点=2点 評価bの小項目数：0×1点=0点</p>

<p>第5 剰余金の使途</p> <p>剰余金が生じた場合には、消費者のニーズに対応できるような検査分析機器の購入等の経費に充当する。</p>	<p>(剰余金の使途)</p>	<p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。</p> <p>a：借入は行われなかった、又は、短期借入金の借入に至った理由等については適切であった</p> <p>b：短期借入金の借入に至った理由等についてはやや不適切であった</p> <p>c：短期借入金の借入に至った理由等については不適切であった</p>	<p>評価cの小項目数：0×0点=0点 合計 (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 短期借入金を借り入れられる事柄は生じなかった。</p>
		<p>◎剰余金の使途</p>	<p>中項目の総数：0 評価Aの中項目数：0×2点 評価Bの中項目数：0×1点 評価Cの中項目数：0×0点 合計</p> <p>剰余金は、平成14年度以降、中期計画に定めた使途に充てられることとなるため、評価の対象外。</p>
		<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>剰余金は、平成14年度以降、中期計画に定めた使途に充てられることとなるため、評価の対象外。</p>

	<p>◇剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。 a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価をおこなう。)</p>		<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>
<p>◎その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>その他業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>
<p>A</p> <p>中項目の総数 : 2 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合 計 4点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となつたことから、大項目の評価はAとする。</p>	<p>○施設及び設備に関する計画</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>A</p> <p>小項目の総数 : 1 評価aの小項目数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点</p>

<p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 〔略〕</p>	<p>☆ 本部の検査設備拡充のための整備工事を行うものとする。〔XIV-1〕</p> <p>☆ 名古屋センターのドラフトチャッパンバーの改修工事を行うものとする。〔XIV-2〕</p> <p>☆ 神戸センターの検査室の整備工事を行うものとする。〔XIV-3〕</p>	<p>◇中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果は十分であった。</p> <p>a：改善の成果は十分であった</p> <p>b：改善の成果はやや不十分であった</p> <p>c：改善の成果は不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 本部の検査設備拡充の整備工事を行った。名古屋センターのドラフトチャッパンバーの改修工事を行った。 神戸センターの検査室の整備工事を行った。</p>	<p>合計 (2/2=100%) 2点</p>	<p>a</p>
<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 ア 生糸の格付業務については、退職者の不補充や有機繊維産物等の検査業務等JAS改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。</p>	<p>☆ 職場研修等を実施し、配置転換委員の確保に努めるものとする。 〔XV-1〕</p>	<p>◇生糸の格付業務については、退職者不補充とした。 a：不補充とした c：補充した</p> <p>◇生糸の格付業務の配置転換計画を作成し、必要に応じ見直し、変更を行った。 a：計画を作成し、又は必要な変更を行った c：計画を作成せず、又は必</p>	<p>【事業報告書の記述】 生糸の生産量、格付件数等並びに他部門の業務量の推移及び今後の予測等に基づき、生糸格付業務職員の配置転換計画を作成した。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度の退職者2名について補充しなかった。</p>	<p>小項目の総数：19 評価aの小項目数：19×2点=38点 評価bの小項目数：0×1点=0点 評価cの小項目数：0×0点=0点 合計：38点 (38/38=100%)</p>	<p>A</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>要な変更を行わなかった</p> <p>◇配置転換計画に基づき職員 の配置転換を行った。 a：計画に基づき配置転換を 行い、又は配置転換の必要 性がなかったもので行わな かった c：計画に基づく配置転換を 行わなかった</p>	<p>◇平成14年度に各部門の業 務量を勘案して人員の配置 を行った。 a：業務量を勘案し人員の配 置を行った b：業務量を勘案せず人員の 配置を行った c：人員の配置を行わなかつ た (平成14年度限りの評価指 標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 常勤職員の数を1%(5人)削減した。 【その他特記事項】 達成度合100%</p>	<p>配置転換計画では、平成13度において他部門 への配置転換計画がなく、また実績もないこと から、評価の対象としない。</p>
<p>イ 外国林産物の格付業務 については、平成14年 度の廃止に伴い人員の適 正配置を図る。</p>	<p>☆ 常勤職員の数を1%(5 人)削減し、480人か ら475人に縮減する。 [X-2]</p>	<p>◇専門的知識を有する職員及 び試験研究機関の研究者等の 学識経験者を講師とした分析 技術に関する研修を10回以 上行った。 a：計画値の達成度合は100 %以上であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理 技術等の維持向上を図るため、以下の研修を実 施した。 ・新機採用者導入研修計6回、延べ12人。 ・技術系職員基礎研修計1回、延べ10人。 ・専門技術研修計5回、延べ59人。</p>
<p>(1) 業務内容の高度化及び 専門化に対応するとともに 分析技術及び分析能力 の維持向上を図るため、 内部研修及び外部の高度 な分析技術を有する分析 機関や試験研究機関等へ の職員や派遣研修、人事 交流等を行う。 ○ 分析技術の内部研修の 開催回数：各事業年度 10回以上</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を合 理化減を図ることにより 期初の95%とする。</p>	<p>(3) 人材の確保・育成 ア 人材の育成 別に定める職員技術研 修計画に基づき、以下の 研修を計画的に実施する。 ⑦ 職員の検査分析技術、 分析能力及び品質管理技 術等の維持向上を図るた め、専門的知識を有する 職員及び試験研究機関の 研究者等の学識経験者を 講師とした分析技術に関</p>	<p>★ 研修 別紙9により実施するも のとす。[IX] ・新機採用者導入研修 ・技術系職員基礎研修 ・品質管理等研修</p>

<p>する研修を各事業年度に10回以上開催する。</p>	<p>・機器操作技能研修 ・技術能力向上研修 ・その他の研修</p>	<p>b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>・機器操作技能研修計39回、延べ217人。 ・技術能力向上研修計13回、延べ48人。 ・その他の研修計45回、延べ688人。</p>
<p>○ 外部機関への派遣研修の開催回数：各事業年度10回以上</p>	<p>・分析技術研修 ・品質管理技術等研修</p>	<p>◇先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等の中長期の職員派遣研修を10回以上行った。 a : 計画値の達成度は100%以上であった b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【その他特記事項】 専門技術研修のうち分析技術に関する研修2回、機器操作技能研修39回及び技術能力向上研修のうち分析技術に関する研修6回、計47回実施した。 達成度合470%</p>
<p>(イ) 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な検査機関等への中長期の職員派遣研修を各事業年度に10回以上開催するとともに、業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所との人事交流を行う。</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究所との人事交流を行った。 a : 人事交流を行った c : 人事交流を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所へ2名、独立行政法人水産総合センターへ1名及び環境省環境研修センターへ1名を2週間程度派遣した。また、独立行政法人食品総合研究所へ6名を併任させた。</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合100%</p>
<p>(ウ) 放射線取扱主任者、ISO9000の審査員補、労働安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するための研修を行う。</p>	<p>・放射線取扱主任者 ・ISO9000審査員補 取得研修</p>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者を養成するたため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。 a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した c : 養成する必要があったが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、以下の研修会に職員を派遣又は研修会を開催した ・放射線取扱主任者講習会1名 ・作業環境測定士指定講習8名 ・ISO9000内部監査員講習会2名 ・ISO9000審査員養成コース2名 ・審査員内部研修を3回60名実施した。</p>
<p>達成度合470%</p>	<p>達成度合100%</p>	<p>達成度合470%</p>	<p>達成度合100%</p>

<p>・作業環境測定士取得研修</p> <p>が、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった</p> <p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士を要請するため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。</p> <p>a：研修会へ派遣しなかった c：養成する必要があつたが、研修会へ派遣しなかった</p>	<p>・作業環境測定士取得研修</p>	<p>a</p>
<p>◇生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するための研修計画を作成し、研修を行った。</p> <p>a：研修計画を作成し、研修を行った c：研修を行わなかった</p>	<p>・生糸格付業務担当職員研修</p> <p>(1) 新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修を計画的に実施する。</p>	<p>a</p>
<p>◇行政部局との人事交流を計画的に実施した。</p> <p>a：人事交流を実施した c：人事交流を実施しなかった</p> <p>◇行政部局が開催する行政研修等に参加した。</p> <p>a：研修等に参加した c：研修等に参加しなかった</p>	<p>☆ 人事交流は、総合食料局を中心とする農林水産本省及び地方農政局等と積極的にを行い、業務の活性化・円滑化に資するものとする。 〔XV-3〕</p> <p>イ 農林水産行政と連携した業務運営の推進 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、センターの業務と密接な関連を有する総合食料局を中心とした行政部局との人事交流を計画的に実施するとともに、行政部局が積極的に参加する。</p> <p>(2) 農林水産行政との連携を図るため、行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、センターの採用に当たっては、広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。</p>	<p>a</p>
<p>◇行政部局が開催する行政研修等に参加した。</p> <p>a：研修等に参加した c：研修等に参加しなかった</p> <p>化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。</p> <p>a：国家公務員試験合格者を中心として採用した c：国家公務員試験合格者を採用しなかった</p>	<p>☆ 業務を適正に実施するため、必要な人員を確保するものとする。 〔XV-4〕</p> <p>ウ 職員の採用 職員の採用に当たっては、センターの業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の専門的知識等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>a</p>

【事業報告書の記述】
新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員研修を2回24名実施した。

【事業報告書の記述】
農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、農林水産省総合食料局を中心とした行政部局との人事交流を実施した。
また、行政部局が開催する行政研修等に参加した。

【事業報告書の記述】
化学、農学等の試験区分の国家公務員試験合格者を採用し、必要な人員を確保した。

◇ISO/IEC17025

★センターの所掌する業

検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上のため、検査分析の実施体制に適合した試験所規範（GLP）及び検査分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025の考え方を導入する。

の基礎である分析の精度を維持向上させるため、理化学検査項目のクロスチェック、分析技術に関する研修、検査分析機器の保守管理を行うことにより、検査分析に關し総合的な精度管理の改善向上を図り、GLP体制の基礎を構築するものとする。〔X-2〕

オ 検査分析業務執行マニュアルの作成
施設・機器管理規程、マニュアル、毒劇物管理規程及び危険物管理規程等に基づいて、分析機器及び記録等の維持管理及び記録等に係る業務執行マニュアルを作成する。

☆ 検査分析能力の向上のため、各種管理規程を文書化し、検査分析業務関係者を管理するたため業務執行マニュアルを整備するものとする。〔X-1〕

の要求事項を満たす品質マニュアル（1次文書）、手順書（2次文書）及び作業標準（3次文書）（以下「品質マニュアル等」という。）を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。

a：品質マニュアル等を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった
b：品質マニュアル等を作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

◇分析機器に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。
a：マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった
c：マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

◇試薬等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。
a：マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった
c：マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。
a：マニュアルを作成し、又は

ISO/IEC17025の考え方を導入した検査分析業務執行マニュアルの1次文書である試験業務品質マニュアルを制定し、その下位文書である2次文書、3次文書を作成した。
「毒劇物危害防止管理規程及び危険物管理規程」を整備し、試薬類の使用状況に関する定期点検を実施した。

a

a

a

a

<p>(3) 職員の技術力の向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。</p> <p>○ 実験室間精度管理の実施回数：各事業年度5回以上</p>	<p>★ センターの所掌する業務の基礎である分析の精度を維持向上させるため、理化学検査項目のクロスマニエツク、分析技術に関する研修、検査分析機器の保守管理等を行うことにより、検査分析の総合的な精度管理の改善向上を図り、GMP体制の基礎を構築するものとする。</p> <p>また、各地域センター間の統一的なクロスチェックを分野別に5回以上行う。〔X-2〕</p>	<p>力 精度管理の実施 分析精度の確認のため、実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>◇ 実験室間精度管理を5回以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>◇ 実験室間精度管理の結果に基づき必要な措置を講じた。 a：必要な措置を講じた c：必要な措置を講じなかった事例があった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部精度管理を3回、センター間精度管理を5回実施した。外部精度管理のうち、Codexに関連したカドミウムの分析については、FAPAS（英国中央科学研究所が主催する食品分析技術評価システム）に参加した。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合160%</p>	<p>a</p>
<p>は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった。 c：マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>			<p>◇ 実験室間精度管理を5回以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>◇ 実験室間精度管理の結果に基づき必要な措置を講じた。 a：必要な措置を講じた c：必要な措置を講じなかった事例があった</p>	<p>a</p>	

【総合評価】

<p>1. 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、一部の項目にB評価であったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とする。 ② 食肉の産地偽偽表示の多発やBSE（牛海綿状脳症）問題の発生などの予期せぬ社会情勢の変動に即応して、農林水産大臣からの指示による立入検査やBSE関連などの緊急業務を優先して行ったため、予定していた業務量を減らさざるを得なかった業務があったが、これらの業務の評価項目については、本年度の業務実績を表すために指標に基づく</p>	<p>特記事項</p>	<p>自己評価</p>
<p>中項目の総数 : 15 評価Aの中項目数 : 14 × 2点 = 28点 評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 29点 (29/30 = 97%)</p> <p>A</p>		

評価とし、評価結果に修正は加えないこととした。また、その経緯等については、総合評価の中で記載することとした。

2. s 評価となった項目について
調査研究において、遺伝子組換え大豆やとうもろこしの定量分析技術を開発し、日本食品衛生学会奨励賞を受賞するなど、特に優れた成果が得られている。
 3. b、c 評価となった項目について
 - ① 「品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を効率的に行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等について重点的に行うこと」について
平成13年度に原料原産地表示に係る品質表示基準の改正が見込まれた品目については、重点的な調査を平成14年度に繰り越したることなどにより計画が達成できなかつた。
 - ② 「生鮮食品の原産地表示等の調査」について
今後は、平成13年度の品質表示基準の検査結果を踏まえて、検査業務の重点化を図ることが必要である。
 - ③ 「登録認定機関の登録等のための申請書類受領後30日以内に総合食料局長あてへ調査結果を回答すること」について
年間を通じての達成率は48%であり、30日を超えて報告したものについては、進行管理が適切に実施できていなか
ったことが原因である。平成13年10月に事務処理マニュアルを作成し、適切な進行管理を行う体制を整備した結果、そ
れ以降すべて30日以内に報告していることから、次年度以降においても、調査結果を30日以内に報告できるものと考え
る。
 - ④ 「農林水産大臣からの指示による立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内にすること」について
達成率が22%であったが、原産地虚偽表示問題に係る立入検査件数が例年に比べて著しく多く、また、規模も大き
かったため、当初、立入検査要員の確保が困難であったことから、収集した資料の集計、整理に時間を要したことなど
により報告期間が3日を超えたことについては、やむを得ないと考ええる。
- 今後は、立入検査要員の増員、立入検査マニュアルの見直し、検査実施センター間の連絡体制の整備等により、検
査及び報告の迅速化に努めることが必要である。